

小牧市地域防災計画—地震災害対策計画—（平成26年11月修正）

頁	現 行 （平成25年11月修正）	修 正 案
<p>10</p> <p>11</p> <p>13</p>	<p>第1編 総則</p> <p>第2章 本市の特質と災害要因</p> <p>愛知県は過去しばしば大地震に襲われており、地震日本でも有数の地震県であるといえることができる。過去に本市及び本市周辺に大きな被害を与えた地震は、次のとおりである。</p> <p>1 <u>海洋型大地震</u> (略)</p> <p>2 <u>内陸型大地震</u> (略)</p> <p>(3) 障がい者や高齢者等の<u>災害時要援護者</u></p> <p>第3に障がい者や高齢者、また、外国人等の<u>災害時要援護者</u>の増加をあげることができる。阪神・淡路大震災においても、障がい者や高齢者が逃げ遅れて被害にあったが、このような<u>災害時要援護者</u>の増加も災害を大きくする社会的要因であるといえる。</p> <p>第3章 被害想定</p> <p>第2節 地震被害の予測</p> <p>1 想定地震等</p> <p>想定地震については、次の地震とした。</p> <p>(1) <u>海洋型大地震</u></p> <p>ア <u>東海地震</u></p> <p>イ <u>東南海地震</u></p> <p>ウ <u>東海・東南海地震連動</u></p> <p>(2) <u>内陸直下型大地震</u></p> <p>ア 養老—桑名—四日市断層帯</p> <p>イ 根尾谷断層 岐阜—一宮線</p> <p>(略)</p>	<p>第1編 総則</p> <p>第2章 本市の特質と災害要因</p> <p>愛知県は過去しばしば大地震に襲われており、地震日本でも有数の地震県であるといえることができる。過去に本市及び本市周辺に大きな被害を与えた地震は、次のとおりである。</p> <p>1 <u>海溝型地震</u> (略)</p> <p>2 <u>内陸型地震</u> (略)</p> <p>(3) 障がい者や高齢者等の<u>要配慮者</u></p> <p>第3に障がい者や高齢者、また、外国人等の<u>要配慮者</u>の増加をあげることができる。阪神・淡路大震災においても、障がい者や高齢者が逃げ遅れて被害にあったが、このような<u>要配慮者</u>の増加も災害を大きくする社会的要因であるといえる。</p> <p>第3章 被害想定</p> <p>第2節 地震被害の予測</p> <p>1 想定地震等</p> <p>想定地震については、次の地震とした。</p> <p>(1) <u>海溝型地震</u></p> <p>ア <u>東海地震・東南海地震・南海地震等（過去地震最大モデル）</u></p> <p>イ <u>東海地震・東南海地震・南海地震等（理論上最大想定モデル）</u></p> <p>(2) <u>内陸型地震</u></p> <p>ア 養老—桑名—四日市断層帯</p> <p>イ 根尾谷断層 岐阜—一宮線</p>

小牧市地域防災計画－地震災害対策計画－（平成26年11月修正）

頁	現 行 （平成25年11月修正）																																																																															
14	<p>2 東海地震、東南海地震等の被害予測結果</p> <p>愛知県東海地震被害予想調査結果（平成14・15年度実施）より、本市に影響を及ぼす地震想定と被害予想結果をまとめた。</p> <p>想定条件</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">地震項目</th> <th style="text-align: center;">東海地震</th> <th style="text-align: center;">東南海地震</th> <th style="text-align: center;">東海・東南海地震の連動</th> <th style="text-align: center;">養老・桑名・四日市断層帯</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>規模</td> <td style="text-align: center;">Mw7.96</td> <td style="text-align: center;">Mw8.15</td> <td style="text-align: center;">Mw8.27</td> <td style="text-align: center;">M7.4</td> </tr> <tr> <td>震源の位置</td> <td style="text-align: center;">駿河湾</td> <td style="text-align: center;">串本沖～浜松沖</td> <td style="text-align: center;">串本沖～駿河湾</td> <td style="text-align: center;">岐阜県～三重県</td> </tr> <tr> <td>震源の深さ</td> <td colspan="3" style="text-align: center;">約10～30km</td> <td style="text-align: center;">約5～18km</td> </tr> <tr> <td>想定ケース</td> <td colspan="4" style="text-align: center;">①冬早朝5時 ②春秋12時 ③冬夕刻18時</td> </tr> <tr> <td>調査単位</td> <td colspan="4" style="text-align: center;">市町村又は500mメッシュ</td> </tr> <tr> <td>調査項目</td> <td colspan="4" style="text-align: center;">地振動・液状化・津波・建物倒壊・火災・交通施設・人的被害ほか</td> </tr> </tbody> </table> <p>Mw：モーメントマグニチュード M：気象庁マグニチュード</p> <p>小牧市の被害予測結果</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="text-align: center;">区 分</th> <th colspan="5" style="text-align: center;">対 象 地 震</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">東海地震</th> <th style="text-align: center;">東南海地震</th> <th style="text-align: center;">東海・東南海連動地震</th> <th style="text-align: center;">養老・桑名・四日市断層帯</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>震度面積率 % （市面積に対する割合）</td> <td style="text-align: center;">5弱以下</td> <td style="text-align: center;">98</td> <td style="text-align: center;">66</td> <td style="text-align: center;">50</td> <td style="text-align: center;">70</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">5強</td> <td style="text-align: center;">2</td> <td style="text-align: center;">32</td> <td style="text-align: center;">48</td> <td style="text-align: center;">27</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">6弱</td> <td style="text-align: center;">0</td> <td style="text-align: center;">2</td> <td style="text-align: center;">2</td> <td style="text-align: center;">3</td> </tr> <tr> <td>液状化危険度面積率%</td> <td style="text-align: center;">極めて低い</td> <td style="text-align: center;">98</td> <td style="text-align: center;">87</td> <td style="text-align: center;">86</td> <td style="text-align: center;">88</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">低い</td> <td style="text-align: center;">2</td> <td style="text-align: center;">9</td> <td style="text-align: center;">4</td> <td style="text-align: center;">6</td> </tr> </tbody> </table>					地震項目	東海地震	東南海地震	東海・東南海地震の連動	養老・桑名・四日市断層帯	規模	Mw7.96	Mw8.15	Mw8.27	M7.4	震源の位置	駿河湾	串本沖～浜松沖	串本沖～駿河湾	岐阜県～三重県	震源の深さ	約10～30km			約5～18km	想定ケース	①冬早朝5時 ②春秋12時 ③冬夕刻18時				調査単位	市町村又は500mメッシュ				調査項目	地振動・液状化・津波・建物倒壊・火災・交通施設・人的被害ほか				区 分	対 象 地 震					東海地震	東南海地震	東海・東南海連動地震	養老・桑名・四日市断層帯	震度面積率 % （市面積に対する割合）	5弱以下	98	66	50	70		5強	2	32	48	27		6弱	0	2	2	3	液状化危険度面積率%	極めて低い	98	87	86	88		低い	2	9	4	6
地震項目	東海地震	東南海地震	東海・東南海地震の連動	養老・桑名・四日市断層帯																																																																												
規模	Mw7.96	Mw8.15	Mw8.27	M7.4																																																																												
震源の位置	駿河湾	串本沖～浜松沖	串本沖～駿河湾	岐阜県～三重県																																																																												
震源の深さ	約10～30km			約5～18km																																																																												
想定ケース	①冬早朝5時 ②春秋12時 ③冬夕刻18時																																																																															
調査単位	市町村又は500mメッシュ																																																																															
調査項目	地振動・液状化・津波・建物倒壊・火災・交通施設・人的被害ほか																																																																															
区 分	対 象 地 震																																																																															
	東海地震	東南海地震	東海・東南海連動地震	養老・桑名・四日市断層帯																																																																												
震度面積率 % （市面積に対する割合）	5弱以下	98	66	50	70																																																																											
	5強	2	32	48	27																																																																											
	6弱	0	2	2	3																																																																											
液状化危険度面積率%	極めて低い	98	87	86	88																																																																											
	低い	2	9	4	6																																																																											

修 正 案																			
2	<p>愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査結果</p> <p>愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等被害予想調査結果（平成23～25年度実施）より、本市に影響を及ぼす地震想定と被害予想結果をまとめた。</p> <p>なお、南海トラフで繰り返し発生している地震・津波のうちで過去に実際に発生したものを参考に「過去地震最大モデル」として想定した。また、命を守るという観点であらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波について「理論上最大想定モデル」として想定した。</p> <p>小牧市の被害予測結果（愛知県 最終発表平成26年5月30日）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="text-align: center;">区 分</th> <th colspan="2" style="text-align: center;">対 象 地 震</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">過去地震最大モデル</th> <th style="text-align: center;">理論上最大想定モデル</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>最大震度</td> <td style="text-align: center;">6弱</td> <td style="text-align: center;">6弱</td> </tr> <tr> <td rowspan="4" style="text-align: center;">死者数（人）</td> <td style="text-align: center;">建物倒壊等</td> <td style="text-align: center;">*</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">浸水・津波</td> <td style="text-align: center;">*</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">急傾斜地崩壊等</td> <td style="text-align: center;">*</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">火災</td> <td style="text-align: center;">*</td> </tr> </tbody> </table>		区 分	対 象 地 震		過去地震最大モデル	理論上最大想定モデル	最大震度	6弱	6弱	死者数（人）	建物倒壊等	*	浸水・津波	*	急傾斜地崩壊等	*	火災	*
区 分	対 象 地 震																		
	過去地震最大モデル	理論上最大想定モデル																	
最大震度	6弱	6弱																	
死者数（人）	建物倒壊等	*																	
	浸水・津波	*																	
	急傾斜地崩壊等	*																	
	火災	*																	

小牧市地域防災計画—地震災害対策計画—（平成26年11月修正）

頁	現 行 （平成25年11月修正）					修 正 案					
(追加)	(市面積に対する割合)		高い	0	4	10	6				
	建物被害		全壊(棟)	10	20	40	30				
			半壊(棟)	10	90	130	70				
	火 災		出火件数(件)	0	0	0	0				
			焼失棟数(棟)	0	0	0	0				
	ライフライン機能障害		上水道(戸)	0	40	50	30				
			都市ガス(戸)	0	0	12,000	0				
			LPガス(戸)	10	50	80	50				
			電力(口)	0	3,700	3,700	4,400				
			電話(件)	0	120	120	190				
			下水道(人)	30	80	140	110				
	人的被害	冬の早朝	死者(人)	0	0	0	0				
			5時	負傷者(人)	若干	10	20	10			
		春・秋の昼	死者(人)	0	0	0	0				
			12時	負傷者(人)	若干	10	10	10			
		冬の夕刻	死者(人)	0	0	0	0				
			18時	負傷者(人)	若干	10	10	若干			
		帰宅困難者(突発時)(人)		19,000	19,000	19,000	19,000				
		避難生活者(1日後)	自宅被害(人)	20	50	90	70				
			ライフライン障害(人)	0	30	30	20				
計(人)			20	80	120	90					
		ブロック塀・自動販売機の転倒、屋外落下物					*	*			
		合計					*	*			
建物全壊・消失棟数(棟)		揺れ					約30	約80			
		液状化					*	*			
		浸水・津波					*	*			
		急傾斜地崩壊					*	*			
		火災					約10	約40			
		合計					約40	約100			
「*」: 5未満											
(※「理論上最大想定モデル」の合計数は、十の位を四捨五入し、端数処理を行っているため、各項目の和に一致しない。)											
第4章 基本理念及び重点を置くべき事項											
第1節 防災の基本理念											
「人と緑 かがやく創造のまち」を将来都市像に掲げ、その実現に向けたまちづくりを目指している本市において、防災とは、市民の生命、身体及び財産を災											

小牧市地域防災計画—地震災害対策計画—（平成26年11月修正）

頁	現 行 （平成25年11月修正）	修 正 案
		<p>害から保護する最も基本的で重要な施策である。</p> <p><u>南海トラフ全域で、30年以内にマグニチュード8以上の地震が起きる可能性は70%と予測されており、この地域は巨大地震がいつ起きてもおかしくない状況にある。</u></p> <p><u>災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、災害に備えていかなければならない。</u></p> <p><u>県、市を始めとする各防災関係機関は、「第3章 被害想定及び減災効果」及び過去の災害から得られた教訓を踏まえ、適切な役割分担及び相互の連携協力の下、それぞれの機関の果たすべき役割を的確に実施していくとともに、多様な主体が自発的に行う防災活動を促進し、市民や事業者、自主防災組織、ボランティア等と一体となって取り組みを進めていかなければならない。</u></p> <p><u>また、女性や高齢者、障がい者などの参画を拡大し、男女共同参画その他多様な視点を取り入れるとともに、科学的知見及び災害から得られた教訓を踏まえ絶えず改善を図っていくこととする。</u></p> <p><u>防災には、時間の経過とともに災害予防、災害応急対策、災害復旧・復興の3段階があるが、それぞれの段階における基本理念は次のとおりである。</u></p> <p>1 災害予防段階</p> <p><u>災害の規模によっては、ハード対策だけでは被害を防ぎきれない場合もあることから、ソフト対策を可能な限り進め、ハード・ソフトを組み合わせ一体的に災害対策を推進する。</u></p> <p>2 災害応急対策段階</p> <p><u>(1) 発災直後は、可能な限り被害規模を早期に把握する。また、時間の経過に応じた的確な情報収集に努め、収集した情報に基づき、生命及び身体の安全を守ることを最優先に、人材・物資等災害応急対策に必要な資源を的確に配分す</u></p>

小牧市地域防災計画—地震災害対策計画—（平成26年11月修正）

頁	現 行 （平成25年11月修正）	修 正 案
		<p>る。</p> <p><u>（2）被害者ニーズに柔軟かつ機敏に対応するとともに、高齢者、障がい者その他の特に配慮を要するもの（以下、「要配慮者」という。）に配慮するなど、被災者の年齢、性別、障害の有無といった被災者の事情から生じる多様なニーズに適切に対応する。</u></p> <p>3 災害復旧・復興段階</p> <p><u>災害発生後は、速やかに施設を復旧するとともに、被災者に対して適切な援護を行うことにより、被災地の復興を図る。なお、大規模災害時には、復興計画を作成し、関係機関の諸事業を調整しつつ、計画的に復興を進める。</u></p> <p>第2節 重点を置くべき事項</p> <p><u>防災基本計画、愛知県地域防災計画を踏まえ、本市の地域防災計画において、特に重点を置くべき事項は次のとおりとする。</u></p> <p>1 揺れ対策の充実に関する事項</p> <p><u>地震による建築物の倒壊等から市民の生命や財産を保護するため、住宅や学校施設及び不特定多数の者が利用する大規模建築物等や地震の際の避難などに必要な道路沿いの建築物、防災拠点となる建築物の耐震化を促進すること。</u></p> <p><u>また、上下水道、道路、鉄道、空港、河川、農業水利施設等の社会インフラの耐震性強化を図るとともに、広域ネットワークの多重性を確保する道路整備を促進すること。</u></p> <p>2 大規模広域災害への即応力の強化に関する事項</p> <p><u>大規模広域災害にも対応し得る即応体制を充実・強化するため、発災時における積極的な情報の収集・伝達・共有体制の強化や、市・県の相互支援体制を構築すること。</u></p> <p><u>また、市と企業等との間で協定を締結するなど、各主体が連携した応急体制の整備に努めること。</u></p> <p>3 被災地への物資の円滑な供給に関する事項</p>

小牧市地域防災計画—地震災害対策計画—（平成26年11月修正）

頁	現 行 （平成25年11月修正）	修 正 案
18	<p>第4章 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>第1節 実施責任</p> <p>1 市</p> <p>市は、市の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を地震災害から保護するため、防災の第一次的責務者として、県関係機関、指定地方行政機関、指定</p>	<p><u>被災地への物資の円滑な供給のため、被災地のニーズを可能な限り把握するとともに、ニーズの把握や被災地側からの要請が困難な場合には、要請を待たずに必要な物資を送り込むなど、被災地に救援物資を確実に供給する仕組みを構築すること。</u></p> <p>4 住民等の円滑かつ安全な避難に関する事項</p> <p><u>住民等の円滑かつ安全な避難を確保するため、ハザードマップの作成、避難勧告等の判断基準等の明確化、緊急時の避難場所の指定及び周知徹底、立退き指示等に加えての必要に応じた屋内での待避等の指示、避難行動要支援者名簿の作成及び活用を図ること。</u></p> <p>5 被災者の避難生活や生活再建に対するきめ細やかな支援に関する事項</p> <p><u>被災者に対して避難生活から生活再建に至るまで必要な支援を適切に提供するため、被災者が一定期間滞在する避難所の指定、周知徹底及び生活環境の確保、被災者に対する円滑な支援に必要な罹災証明書の発行体制の整備、被災者台帳の作成及び活用を図ること。</u></p> <p>6 事業者や住民等との連携に関する事項</p> <p><u>関係機関が一体となった防災対策を推進するため、地域防災計画の位置付けと地区住民等との連携強化、災害応急対策に係る事業者等との連携強化を図ること。</u></p> <p>7 大規模災害からの円滑かつ迅速な復興に関する事項</p> <p><u>大規模災害が発生した場合に、円滑かつ迅速な復興に資するため、市は県と連携し住宅復興計画・体制の検討を進めるなど、住民の意向を尊重しつつ、計画的な復興が図られる体制を整備すること。</u></p> <p>第5章 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>第1節 実施責任</p> <p>1 市</p> <p>市は、<u>災害対策基本法の基本理念にのっとり</u>市の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を地震災害から保護するため、防災の第一次的責務者として、県関</p>

小牧市地域防災計画－地震災害対策計画－（平成26年11月修正）

頁	現 行 （平成25年11月修正）	修 正 案
	<p>公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施する。</p> <p>また、市民の防災事業への関心を喚起し、知識の普及・啓発に努めるとともに、防災に対応できる地域づくり、人づくりへの取り組みを市民とともに進める。</p> <p>2 県</p> <p>県は、県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を地震災害から保護するため、災害が市の区域を越えて広域にわたるとき、災害の規模が大きく市で処理することが不相当と認められるとき、あるいは防災活動内容において統一的処理を必要としたり、市町村間の連絡調整を必要とするとき等に、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共機関の協力を得て、防災活動を実施する。</p> <p>また、市及び指定地方公共機関の防災活動を援助し、かつ、その調整を行う。</p> <p>3 指定地方行政機関</p> <p>指定地方行政機関は、市の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を地震災害から保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、県及び市の活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等の措置をとる。</p> <p>4 指定公共機関及び指定地方公共機関</p> <p>指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性を考慮して、自ら防災活動を実施するとともに、県及び市の防災活動が円滑に行われるようその業務に協力する。</p> <p>5 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者</p>	<p>係機関、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施する。</p> <p>また、市民の防災事業への関心を喚起し、知識の普及・啓発に努めるとともに、防災に対応できる地域づくり、人づくりへの取り組みを市民とともに進める。</p> <p>2 県</p> <p>県は、<u>災害対策基本法の基本理念にのっとり</u>県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を地震災害から保護するため、災害が市の区域を越えて広域にわたるとき、災害の規模が大きく市で処理することが不相当と認められるとき、あるいは防災活動内容において統一的処理を必要としたり、市町村間の連絡調整を必要とするとき等に、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共機関の協力を得て、防災活動を実施する。</p> <p>また、市及び指定地方公共機関の防災活動を援助し、かつ、その調整を行う。</p> <p>3 指定地方行政機関</p> <p>指定地方行政機関は、<u>災害対策基本法の基本理念にのっとり</u>市の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を地震災害から保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、県及び市の活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等の措置をとる。</p> <p>4 指定公共機関及び指定地方公共機関</p> <p>指定公共機関及び指定地方公共機関は、<u>災害対策基本法の基本理念にのっとり</u>その業務の公共性又は公益性を考慮して、自ら防災活動を実施するとともに、県及び市の防災活動が円滑に行われるようその業務に協力する。</p> <p>5 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者</p>

小牧市地域防災計画－地震災害対策計画－（平成26年11月修正）

頁	現 行 （平成25年11月修正）	修 正 案
20	<p>公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平素から災害予防体制の整備を図るとともに、警戒宣言発令時及び災害時には応急措置を実施する。</p> <p>また、市及び防災関係機関の防災活動に協力する。</p> <p>2 県関係機関</p> <p>(2) 愛知県小牧警察署 (略)</p> <p>ソ <u>社団法人愛知県警備業協会との協定に基づき、警備員の出動要請を行う。</u></p>	<p>公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、<u>災害対策基本法の基本理念にのっとり</u>平素から災害予防体制の整備を図るとともに、警戒宣言発令時及び災害時には応急措置を実施する。</p> <p>また、市及び防災関係機関の防災活動に協力する。</p> <p>2 県関係機関</p> <p>(2) 愛知県小牧警察署 (略)</p> <p>(削除)</p>
21	<p>3 指定地方行政機関</p> <p>(1) 名古屋地方気象台</p> <p>エ <u>東南海・南海地震防災対策推進地域に係る地震に関する啓発活動並びに防災訓練に対する協力をする。</u></p> <p>6 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者</p> <p>(5) 小牧市社会福祉協議会</p> <p>ア ボランティア活動の体制づくりに協力する。</p> <p>イ <u>災害時要援護</u>の救援活動に協力する。</p>	<p>3 指定地方行政機関</p> <p>(1) 名古屋地方気象台</p> <p>エ <u>南海トラフ地震防災対策推進地域に係る地震に関する啓発活動並びに防災訓練に対する協力をする。</u></p> <p>6 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者</p> <p>(5) 小牧市社会福祉協議会</p> <p>ア ボランティア活動の体制づくりに協力する。</p> <p>イ <u>要配慮者</u>の救援活動に協力する。</p>
25	<p>第2編 災害予防</p> <p>第1章 防災協働社会の形成推進</p> <p>■基本方針</p> <p>(追加)</p>	<p>第2編 災害予防</p> <p>第1章 防災協働社会の形成推進</p> <p>■基本方針</p> <p>○ <u>大規模かつ広域な災害においては公助による対応には限界があることから、被災地内でもできる限り助けを待つ「受援者」ではなく、自らの安全を確保した上で周囲を助ける「支援者」として協力する体制の構築に努める。</u></p>

小牧市地域防災計画－地震災害対策計画－（平成26年11月修正）

頁	現 行 （平成25年11月修正）	修 正 案				
27	<p>第1節 防災協働社会の形成推進</p> <p>3 市民等の基本的責務</p> <p>(2) いっどこでも起こりうる災害による人的被害、経済被害を軽減するための備えをより一層充実する必要がある、その実践を促進する<u>市民運動を展開しなければならない。</u></p> <p>(3) 災害時には、初期消火を行う、近隣の負傷者、<u>災害時要援護者を助ける、避難場所で自ら活動する</u>、あるいは、国、公共機関、県、市等が行っている防災活動に協力する等、防災への寄与に努めなければならない。</p> <p>(追加)</p> <p>第2節 自主防災組織・ボランティア団体との連携</p> <table border="1" data-bbox="181 1278 972 1334"> <tr> <td>実施担当</td> <td>福祉課、消防総務課、予防課、危機管理課</td> </tr> </table> <p>2 自主防災組織における措置</p> <p>(1) 平常時の活動</p>	実施担当	福祉課、消防総務課、予防課、危機管理課	<p>第1節 防災協働社会の形成推進</p> <p>3 市民等の基本的責務</p> <p>(2) いっどこでも起こりうる災害による人的被害、経済被害を軽減するための備えをより一層充実する必要がある、その実践を促進する<u>よう地域での働きかけ等に努めるものとする。</u></p> <p>(3) 災害時には、初期消火を行う、近隣の負傷者、<u>避難行動要支援者を助ける、避難所で自ら活動する</u>、あるいは、国、公共機関、県、市等が行っている防災活動に協力する等、防災への寄与に努めなければならない。</p> <p>4 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進</p> <p>(1) <u>市の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努めるものとする。</u></p> <p><u>この場合、必要に応じて当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市防災会議に提案するなど、市と連携して防災活動を行うこととする。</u></p> <p>(2) <u>市は、市地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認められるときは、市地域防災計画に地区防災計画を定めるものとする。</u></p> <p>第2節 自主防災組織・ボランティア団体との連携</p> <table border="1" data-bbox="1189 1278 1980 1334"> <tr> <td>実施担当</td> <td>福祉総務課、消防総務課、予防課、危機管理課</td> </tr> </table> <p>2 自主防災組織における措置</p> <p>(1) 平常時の活動</p>	実施担当	福祉総務課、消防総務課、予防課、危機管理課
実施担当	福祉課、消防総務課、予防課、危機管理課					
実施担当	福祉総務課、消防総務課、予防課、危機管理課					

小牧市地域防災計画—地震災害対策計画—（平成26年11月修正）

頁	現 行 （平成25年11月修正）	修 正 案
29	<p>ア 情報の収集伝達体制の確立 イ 防災知識の普及及び防災訓練の実施 ウ 火気使用設備器具等の点検 エ 防災用資機材の備蓄及び管理 (追加)</p> <p>4 ボランティアの受入れ体制の整備及び協力・連絡体制の推進 災害時の具体的な受入れ体制の確立に関しては、「職員初動体制マニュアル」によるものとするが、以下の点に留意しつつ災害時に備えるものとする。 (1) ボランティアの受入れ体制の整備 ア <u>小牧市社会福祉協議会にボランティア受入れに必要な机、イス及び電話等の資機材を確保し、災害ボランティア支援センターを設置する。</u> イ <u>市は、ボランティア・コーディネーターを派遣することを協力するボランティア団体（協力団体）へボランティア・コーディネーターの派遣を要請する。</u> ウ <u>災害ボランティア支援センターに派遣されたコーディネーターは、ボランティアの受入れを行う。</u> エ <u>あらかじめ平常時において定期的に災害発生時の対応や連絡体制について、ボランティア団体との意見交換に努める。</u> オ 防災訓練等においてボランティア関係団体の協力を得て、災害ボランティア支援センターの立ち上げ訓練を行う。</p>	<p>ア 情報の収集伝達体制の確立 イ 防災知識の普及及び防災訓練の実施 ウ 火気使用設備器具等の点検 エ 防災用資機材の備蓄及び管理 オ <u>地域内の要配慮者の把握</u></p> <p>4 ボランティアの受入れ体制の整備及び協力・連絡体制の推進 災害時の具体的な受入れ体制の確立に関しては、「職員初動体制マニュアル」によるものとするが、以下の点に留意しつつ災害時に備えるものとする。 (1) ボランティアの受入れ体制の整備 ア <u>あらかじめ平常時において定期的に（ア）～（ウ）等の災害発生時の対応や連絡体制について、ボランティア団体との意見交換に努める。</u> <u>（ア）小牧市社会福祉協議会にボランティア受入れに必要な机、イス及び電話等の資機材を確保し、災害ボランティアセンターを設置する。</u> <u>（イ）市は、ボランティア・コーディネーターを派遣することを協力するボランティア団体（協力団体）へボランティア・コーディネーターの派遣を要請する。</u> <u>（ウ）災害ボランティアセンターに派遣されたコーディネーターは、ボランティアの受入れを行う。</u> イ 防災訓練等においてボランティア関係団体の協力を得て、災害ボランティア（削除）センターの立ち上げ訓練を行う。</p>
32	<p>第2章 建築物等の安全化 ■基本方針 (追加)</p>	<p>第2章 建築物等の安全化 ■基本方針 ○ <u>大規模かつ広域的な災害時に発生する膨大な業務量（救出・救助活動等の初動対応、道路啓開、がれき処理等の復旧活動、被災者の生活再建支援業務等）を軽減するためにも、住宅等を含めた建築物の耐震化・不燃化を一層推進するとともに、非構造部材の転倒・落下防止対策を推進する。</u></p>

小牧市地域防災計画－地震災害対策計画－（平成26年11月修正）

頁	現 行 （平成25年11月修正）	修 正 案
33	<p>○ 交通・ライフライン関係施設等は、住民の日常生活及び社会・経済活動上、欠くことのできないものであり、地震発生後の災害復旧の根幹となるべき使命を担っている<u>とともに</u>、事前の予防措置を日頃から講じておくことが重要かつ有効である。</p> <p>第1節 建築物の耐震推進</p> <p>1 市における措置</p> <p>（1）総合的な建築物の耐震性向上の推進 地震発生時の避難・救護拠点となる施設を始めとする既存建築物の耐震性の向上を図るため、「耐震改修促進計画」に基づき、総合的な建築物の耐震性向上の推進を図っていくこととする。 （追加）</p> <p>（2）「建築物の耐震改修の促進に関する法律」の適正な施行 <u>多数の人が利用する一定規模以上等の特定建築物に耐震診断・改修の努力義務を課した</u>「建築物の耐震改修の促進に関する法律」の適正な施行に努めることとする。 （追加）</p> <p>2 耐震改修促進計画</p> <p>（1）既存不適格建築物の耐震改修を促進するため「耐震改修計画」の認定制度の適正な施行に努めることとする。</p>	<p>○ 交通・ライフライン関係施設等は、住民の日常生活及び社会・経済活動上、欠くことのできないものであり、地震発生後の災害復旧の根幹となるべき使命を担っている<u>ため</u>、事前の予防措置を日頃から講じておくことが重要かつ有効である。</p> <p>第1節 建築物の耐震推進</p> <p>1 市における措置</p> <p>（1）総合的な建築物の耐震性向上の推進 地震発生時の避難・救護拠点となる施設を始めとする既存建築物の耐震性の向上を図るため、「耐震改修促進計画」に基づき、総合的な建築物の耐震性向上の推進を図っていくこととする。 <u>特に、地震で建築物が倒壊することによる避難路の閉塞を防ぐために、優先的に耐震化に取り組むべき避難路を指定し、その避難路沿道建築物の耐震診断の結果報告を義務付けることにより、対象建築物の耐震性向上を推進していく。</u></p> <p>（2）「建築物の耐震改修の促進に関する法律」の適正な施行 <u>不特定多数の人が利用する大規模な建築物等の既存耐震不適格建築物に耐震診断結果の報告義務及び、多数の人が利用する一定規模以上等の既存耐震不適格建築物に耐震診断・改修の努力義務を課した</u>「建築物の耐震改修の促進に関する法律」の適正な施行に努めることとする。 <u>また、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に基づき、地震で建築物が倒壊することによる避難路の閉塞を防ぐために、優先的に耐震化に取り組むべき避難路を指定し、その沿道に所在する、道路を閉塞する可能性のある既存耐震不適格建築物の耐震診断結果の報告を義務付けることとする。</u></p> <p>2 耐震改修促進計画</p> <p>（1）既存耐震不適格建築物の耐震改修を促進するため「耐震改修計画」の認定制度、<u>建築物の地震に対する安全性に係る認定制度等</u>の適正な施行に努めるこ</p>

小牧市地域防災計画－地震災害対策計画－（平成26年11月修正）

頁	現 行 （平成25年11月修正）	修 正 案
	<p>(2) 「建築物の耐震改修の促進に関する法律」により策定した「耐震改修促進計画」に基づき、総合的な既設建築物の耐震性の向上を推進していくこととする。</p> <p>(追加)</p> <p>(3) 学校、病院、百貨店、事務所等多数の人が利用する一定規模以上等の特定建築物の所有者・管理者等に対し、耐震診断及び耐震改修の実施について、パンフレット等により普及・啓発するものとする。</p> <p>4 一般建築物の耐震性の向上促進</p> <p>(1) 個人住宅の耐震性能診断</p> <p>昭和56年5月以前の旧建築基準で建てられた木造住宅については、無料耐震診断を行っている。この診断は、同協会に登録した木造建築物耐震診断員が、現地診断を希望する者のために実施している。</p> <p>(追加)</p>	<p>ととする。</p> <p>(2) 「建築物の耐震改修の促進に関する法律」により策定した「耐震改修促進計画」に基づき、総合的な既設建築物の耐震性の向上を推進していくこととする。</p> <p><u>また同法に基づき指定した、地震で建築物が倒壊することによる避難路の閉塞を防ぐために優先的に耐震化に取り組むべき避難路の沿道建築物の耐震性向上について、特に推進するために、その対象路線を指定し、耐震診断の結果報告の期限を定めることとする。</u></p> <p>(3) 学校、病院、百貨店、事務所等多数の人が利用する一定規模以上等の既存<u>耐震不適格建築物</u>の所有者・管理者等に対し、耐震診断及び耐震改修の実施について、パンフレット等により普及・啓発するものとする。</p> <p>4 一般建築物の耐震性の向上促進及び減災の推進</p> <p>(1) 個人住宅の耐震性能診断</p> <p>昭和56年5月以前の旧建築基準で建てられた木造住宅については、無料耐震診断を行っている。この診断は、同協会に登録した木造建築物耐震診断員が、現地診断を希望する者のために実施している。</p> <p><u>(2) 民間住宅減災化の推進</u></p> <p><u>県は旧基準住宅（昭和56年5月以前着工）を対象に、市の実施する減災化促進に関する補助事業に助成することにより、旧基準住宅の減災化の促進を図るものとする。</u></p> <p><u>(3) 一般建築物の耐震診断・耐震改修の促進</u></p> <p><u>県は、一般建築物所有者が、必要に応じ耐震診断及び耐震改修を行い、その対策を講じていただくよう普及啓発に努めるものとする。</u></p> <p><u>なお、県は民間の特定既存耐震不適格建築物、防災上重要な建築物及び、県又は市が耐震診断及び耐震改修の促進を図る必要があると認める避難路の沿道に所在する建築物に対する市の耐震診断費補助事業に助成することにより、耐震診断の促進を図るものとする。</u></p>

小牧市地域防災計画—地震災害対策計画—（平成26年11月修正）

頁	現 行 （平成25年11月修正）	修 正 案
35	<p>(2) 特定建築物の耐震性の向上</p> <p>「建築物の耐震改修の促進に関する法律」では、「学校、病院、百貨店、事務所等多数の人が利用する一定規模以上等の特定建築物の所有者は、耐震診断を行い、必要に応じ、耐震改修を行うように努めなければならない。」としている。</p> <p>これら特定建築物のうち、不特定多数の人が利用する一定規模以上等のものについては、建築物の所有者・管理者等に対して普及・啓発を行う。</p> <p>また、この法律に定める「耐震改修促進計画」に基づき、総合的な既設建築物の耐震性の向上を推進していくこととする。</p> <p>(3)、(4) (略)</p> <p>第2節 交通・ライフライン関係施設等の整備</p> <p>2 道路施設</p> <p>(1) 道路・橋りょう等の整備</p> <p>(略)</p> <p>イ 橋りょうの整備</p> <p>「道路橋示方書V耐震設備編(平成14年3月)」により、橋りょうの耐震点検を実施し、改築、補強等対策工事の必要な橋りょうを指定する。</p> <p>指定した橋りょうのうち、緊急順位の高いものから順次対策を実施する。</p> <p>また、橋りょうの新設に当たっては、上記示方書に基づき強い耐震性を備えた橋りょうを建設する。</p> <p>(略)</p> <p>(追加)</p>	<p><u>また、耐震改修促進法に基づき耐震診断の結果報告が義務づけられている建築物に対する市の耐震改修費補助事業に助成することにより、耐震改修を図るものとする。</u></p> <p>(4) 特定既存耐震不適格建築物の耐震性の向上</p> <p>「建築物の耐震改修の促進に関する法律」では、「学校、病院、百貨店、事務所等多数の人が利用する一定規模以上等の特定既存耐震不適格建築物の所有者は、耐震診断を行い、必要に応じ、耐震改修を行うように努めなければならない。」としている。</p> <p>これら特定既存耐震不適格建築物のうち、不特定多数の人が利用する一定規模以上等のものについては、建築物の所有者・管理者等に対して普及・啓発を行う。</p> <p>また、この法律に定める「耐震改修促進計画」に基づき、総合的な既設建築物の耐震性の向上を推進していくこととする。</p> <p>(5)、(6) (略)</p> <p>第2節 交通・ライフライン関係施設等の整備</p> <p>2 道路施設</p> <p>(1) 道路・橋りょう等の整備</p> <p>(略)</p> <p>イ 橋りょうの整備</p> <p>「道路橋示方書V耐震設備編(平成24年3月)」により、橋りょうの耐震点検を実施し、改築、補強等対策工事の必要な橋りょうを指定する。</p> <p>指定した橋りょうのうち、緊急順位の高いものから順次対策を実施する。</p> <p>また、橋りょうの新設に当たっては、上記示方書に基づき強い耐震性を備えた橋りょうを建設する。</p> <p>(略)</p> <p><u>(2) 沿道建築物に耐震診断を義務付ける道路の指定</u></p> <p>南海トラフ地震等の大規模地震への備えとして「建築物の耐震改修の促進</p>

小牧市地域防災計画—地震災害対策計画—（平成26年11月修正）

頁	現 行 （平成25年11月修正）	修 正 案
41	<p>(2) 応急復旧作業のための事前措置 (略)</p> <p>10 下水道</p> <p>(2) 終末処理場及びポンプ場</p> <p>終末処理場及びポンプ場と下水管きよの連結箇所は、地震動により破損しやすいため、今後の設計に当たっては、「下水道施設設計指針と解説」及び「下水道施設地震対策指針と解説」の基準に従い、バランスのとれた構造計画、基礎地盤の総合的な検討を行う。</p> <p>(追加)</p>	<p><u>に関する法律」に基づき、広域的な避難、救助の観点から必要な道路を沿道建築物の耐震診断の結果の報告を義務付ける道路として指定する。</u></p> <p>(3) 応急復旧作業のための事前措置 (略)</p> <p>10 下水道</p> <p>(2) 終末処理場及びポンプ場</p> <p>終末処理場及びポンプ場と下水管きよの連結箇所は、地震動により破損しやすいため、今後の設計に当たっては、「下水道施設設計指針と解説」及び「下水道施設地震対策指針と解説」の基準に従い、バランスのとれた構造計画、基礎地盤の総合的な検討を行う。<u>また、商用電力の停電時の対策として、必要に応じて自家発電設備等を整備する。</u></p>
42	<p>11 通信施設</p> <p>(キ) <u>災害用伝言ダイヤル</u>の活用</p> <p><u>災害伝言ダイヤル</u>は、被災者の安否確認を直接電話連絡で行わず、全国約50箇所に配備された災害用伝言センタを経由して行うことにより、輻輳を緩和するサービスだが、震度6弱以上の地震が発生した場合は直ちに、また、各種災害が発生した場合には電話の輻輳が予測される時に<u>災害用伝言サービス</u>を実施する。</p> <p>なお、東海地震に関する対策としては、判定会招集時より提供を開始する。</p> <p>イ 株式会社<u>エヌ・ティ・ティ・ドコモ</u></p> <p>株式会社<u>エヌ・ティ・ティ・ドコモ東海</u>は、移動通信事業の公共性を鑑み、災害時においても通信の確保ができるよう、設備の耐震・防火・防水、伝送路の多ルート化等の防災対策を推進し、被害の未然防止を図っている。</p> <p>(略)</p> <p>(ク) iモード災害用伝言板サービス</p>	<p>11 通信施設</p> <p>(キ) <u>災害用伝言板 (web171)</u> の活用</p> <p><u>災害用伝言板 (web171)</u> は、被災者の安否確認を直接電話連絡で行わず、全国約50箇所に配備された災害用伝言センタを経由して行うことにより、輻輳を緩和するサービスだが、震度6弱以上の地震が発生した場合は直ちに、また、各種災害が発生した場合には電話の輻輳が予測される時に<u>災害用伝言板 (web171)</u> を実施する。</p> <p>なお、東海地震に関する対策としては、判定会招集時より提供を開始する。</p> <p>イ 株式会社<u>NTTドコモ</u></p> <p>株式会社<u>NTTドコモ</u>（削除）は、移動通信事業の公共性を鑑み、災害時においても通信の確保ができるよう、設備の耐震・防火・防水、伝送路の多ルート化等の防災対策を推進し、被害の未然防止を図っている。</p> <p>(略)</p> <p>(ク) iモード災害用伝言板サービス</p>

小牧市地域防災計画－地震災害対策計画－（平成26年11月修正）

頁	現 行 （平成25年11月修正）	修 正 案
45	<p>株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモは、被災地域への通信の疎通確保対策として、iモード災害用伝言板サービスを運用する。</p> <p>(略)</p> <p>1 2 農地・農業用施設 (追加)</p>	<p>株式会社NTTドコモは、被災地域への通信の疎通確保対策として、iモード災害用伝言板サービスを運用する。</p> <p>(略)</p> <p>1 2 農地・農業用施設 <u>(4) ため池の整備</u></p> <p><u>既存の農業用ため池は築造年次が古く、堤体、樋管等が脆弱化しているものが多いため、地震による決壊のおそれのあるものを耐震基準に適合した構造に改修する。ため池等の被災は、農地、農業用施設のみならず公共施設・住宅等に多大な影響を及ぼすことから、耐震性をより一層向上させるために、ため池等の耐震補強整備を行う。</u></p> <p><u>また、決壊した場合、人家や公共施設などに甚大な被害が及ぶ恐れのあるため池について、ハザードマップの作成等により、適切な情報の提供を図るものとする。</u></p>
46	<p>第4節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備</p> <p>2 地震防災緊急事業五箇年計画</p> <p>(1) 作成主体は、都道府県知事</p> <p>(2) 計画の対象地域は、<u>東南海・南海地震防災対策推進地域を含む、愛知県全域</u></p> <p>(3) 計画対象は、次に掲げる「地震防災対策特別措置法」第3条第1項に掲げる施設等の整備等</p> <p>(略)</p>	<p>第4節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備</p> <p>2 地震防災緊急事業五箇年計画</p> <p>(1) 作成主体は、都道府県知事</p> <p>(2) 計画の対象地域は、<u>愛知県全域</u></p> <p>(3) 計画対象は、次に掲げる「地震防災対策特別措置法」第3条第1項に掲げる施設等の整備等</p> <p>(略)</p>
48	<p>第3章 都市の防災性の向上</p> <p>■基本方針 (追加)</p>	<p>第3章 都市の防災性の向上</p> <p>■基本方針</p> <p><u>○ 広域かつ大規模な災害においては、応援部隊の活動拠点や仮設住宅の建設、</u></p>

小牧市地域防災計画—地震災害対策計画—（平成26年11月修正）

頁	現 行 （平成25年11月修正）	修 正 案				
52	<p>第4章 地盤災害の予防 第3節 宅地造成の規制誘導 1 市における措置 <u>(1) 宅地造成工事規制区域</u> <u>市は、宅地造成に伴い、がけ崩れ又は土砂の流出を生ずるおそれが著しい市街地又は市街地になろうとする土地の区域（宅地造成工事規制区域）を指定し、宅地造成に関する工事等について、災害防止のため必要な規制を行う。</u> (2)、(3) (追加)</p>	<p><u>がれきの仮置場となる空地が不足することが想定されるため、予めオープンスペースの活用方法について調整しておく。</u></p> <p>第4章 地盤災害の予防 第3節 宅地造成の規制誘導 1 市における措置 (削除)</p> <p>(1)、(2) 2 県における措置 <u>(1) 宅地造成工事規制区域</u> <u>県は、宅地造成に伴い、がけ崩れ又は土砂の流出を生ずるおそれが著しい市街地又は市街地になろうとする土地の区域（宅地造成工事規制区域）を指定し、宅地造成に関する工事等について、災害防止のため必要な規制を行う</u></p>				
53	<p>第5節 被災宅地危険度判定の体制整備 1 市における措置 (1) 被災宅地危険度判定士の養成・登録 市は、愛知県建築物地震対策推進協議会に設置された<u>震後対策部会</u>により、県と協力して土木・建築技術者を対象に判定士養成講習会を開催し、判定士の養成・登録に努めるものとする。</p>	<p>第5節 被災宅地危険度判定の体制整備 1 市における措置 (1) 被災宅地危険度判定士の養成・登録 市は、愛知県建築物地震対策推進協議会に設置された<u>震後対策部会被災宅地危険度判定分科会</u>により、県と協力して土木・建築技術者を対象に判定士養成講習会を開催し、判定士の養成・登録に努めるものとする。</p>				
54	<p>第5章 防災施設等の整備</p> <table border="1" data-bbox="156 1380 1131 1476"> <tr> <td data-bbox="156 1380 309 1476">実施担当</td> <td data-bbox="309 1380 1131 1476">危機管理課、総務課（追加） 「市有施設の自営消防体制の整備」については、関係各課</td> </tr> </table>	実施担当	危機管理課、総務課（追加） 「市有施設の自営消防体制の整備」については、関係各課	<p>第5章 防災施設等の整備</p> <table border="1" data-bbox="1164 1380 2139 1476"> <tr> <td data-bbox="1164 1380 1317 1476">実施担当</td> <td data-bbox="1317 1380 2139 1476">危機管理課、総務課、<u>消防署</u>、<u>消防総務課</u> 「市有施設の自営消防体制の整備」については、関係各課</td> </tr> </table>	実施担当	危機管理課、総務課、 <u>消防署</u> 、 <u>消防総務課</u> 「市有施設の自営消防体制の整備」については、関係各課
実施担当	危機管理課、総務課（追加） 「市有施設の自営消防体制の整備」については、関係各課					
実施担当	危機管理課、総務課、 <u>消防署</u> 、 <u>消防総務課</u> 「市有施設の自営消防体制の整備」については、関係各課					

小牧市地域防災計画—地震災害対策計画—（平成26年11月修正）

頁	現 行 （平成25年11月修正）	修 正 案
56	<p>(略)</p> <p>第6章 避難者・災害時要援護者対策</p> <p>■ 基本方針</p> <p>○ 市長等は、あらかじめ<u>避難場所や避難所の選定</u>及び整備、避難計画の作成、避難所の運営体制の整備を行うとともに、避難に関する知識の普及を図り、市民の安全の確保に努めるものとする。</p> <p>○ 県、市及び<u>災害時要援護者</u>が利用する社会福祉施設等の管理者は、「人にやさしい街づくりの推進に関する条例」（平成6年愛知県条例第33号）の目的に従い、真に人にやさしい施設整備に努めるとともに、<u>災害時要援護者</u>に配慮した情報伝達体制の推進及び教育・広報活動等に努める。</p> <p>○ 市は、<u>災害時要援護者</u>を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障がい福祉サービス事業者、ボランティア団体等の多様な主体の協力を得ながら、平常時より、<u>災害時要援護者</u>に関する情報を把握の上、関係者との共有に努めることとする。また、<u>災害時要援護者</u>への対応を強化するため、情報伝達体制の整備、避難誘導體制の整備、避難訓練の実施を一層図るものとする。その際には、<u>災害時要援護者の避難対策に関する検討会（内閣府・消防庁・厚生労働省・国土交通省）</u>作成の「<u>災害時要援護者の避難支援ガイドライン</u>」を踏まえ、市が作成している「<u>小牧市災害時要援護者支援体制マニュアル</u>」を活用するものとする。</p>	<p>(略)</p> <p>第6章 避難者・要配慮者対策</p> <p>■ 基本方針</p> <p>○ 市長等は、あらかじめ<u>指定緊急避難場所や指定避難所の指定</u>及び整備、避難計画の作成、避難所の運営体制の整備を行うとともに、避難に関する知識の普及を図り、市民の安全の確保に努めるものとする。</p> <p>○ 県、市及び<u>要配慮者</u>が利用する社会福祉施設等の管理者は、「人にやさしい街づくりの推進に関する条例」（平成6年愛知県条例第33号）の目的に従い、真に人にやさしい施設整備に努めるとともに、<u>要配慮者</u>に配慮した情報伝達体制の推進及び教育・広報活動等に努める。</p> <p>○ 市は、<u>避難行動要支援者</u>を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障がい福祉サービス事業者、ボランティア団体等の多様な主体の協力を得ながら、平常時より、<u>避難行動要支援者</u>に関する情報を把握の上、関係者との共有に努めることとする。また、<u>避難行動要支援者</u>への対応を強化するため、情報伝達体制の整備、避難誘導體制の整備、避難訓練の実施を一層図るものとする。その際には、<u>内閣府が作成した「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」</u>や、市が作成している「<u>小牧市避難行動要支援者支援体制マニュアル</u>」を活用するものとする。</p>

小牧市地域防災計画—地震災害対策計画—（平成26年11月修正）

頁	現 行 （平成25年11月修正）	修 正 案																		
	<p>■主な機関の措置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="156 215 369 263">区 分</th> <th data-bbox="369 215 526 263">機 関 名</th> <th data-bbox="526 215 1131 263">主 な 措 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="156 263 369 470">第2節 避難所の整備</td> <td data-bbox="369 263 526 470">市</td> <td data-bbox="526 263 1131 470"> 1 (1) <u>避難所等収容施設</u>の整備 1 (2) <u>避難所・避難場所</u>の事前指定 1 (3) 避難所が備えるべき設備の整備 1 (4) 避難所の運営体制の整備 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="156 470 369 654">第6節 <u>災害時要援護者の安全対策</u></td> <td data-bbox="369 470 526 654">市、社会福祉施設等管理者</td> <td data-bbox="526 470 1131 654"> 1 (2) 社会福祉施設等における対策 1 (3) <u>在宅者対策</u> (追加) <u>(4)</u> (略) </td> </tr> </tbody> </table>	区 分	機 関 名	主 な 措 置	第2節 避難所の整備	市	1 (1) <u>避難所等収容施設</u> の整備 1 (2) <u>避難所・避難場所</u> の事前指定 1 (3) 避難所が備えるべき設備の整備 1 (4) 避難所の運営体制の整備	第6節 <u>災害時要援護者の安全対策</u>	市、社会福祉施設等管理者	1 (2) 社会福祉施設等における対策 1 (3) <u>在宅者対策</u> (追加) <u>(4)</u> (略)	<p>■主な機関の措置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1153 215 1366 263">区 分</th> <th data-bbox="1366 215 1523 263">機 関 名</th> <th data-bbox="1523 215 2172 263">主 な 措 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1153 263 1366 470">第2節 避難所の整備</td> <td data-bbox="1366 263 1523 470">市</td> <td data-bbox="1523 263 2172 470"> 1 (1) <u>避難所等</u>の整備 1 (2) <u>指定避難所</u>の事前指定 1 (3) 避難所が備えるべき設備の整備 1 (4) 避難所の運営体制の整備 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1153 470 1366 654">第6節 <u>要配慮者の安全対策</u></td> <td data-bbox="1366 470 1523 654">市、社会福祉施設等管理者</td> <td data-bbox="1523 470 2172 654"> 1 (2) 社会福祉施設等における対策 1 (3) <u>在宅者の要配慮者対策</u> 1 (4) <u>避難行動要支援者対策</u> <u>(5)</u> (略) </td> </tr> </tbody> </table>	区 分	機 関 名	主 な 措 置	第2節 避難所の整備	市	1 (1) <u>避難所等</u> の整備 1 (2) <u>指定避難所</u> の事前指定 1 (3) 避難所が備えるべき設備の整備 1 (4) 避難所の運営体制の整備	第6節 <u>要配慮者の安全対策</u>	市、社会福祉施設等管理者	1 (2) 社会福祉施設等における対策 1 (3) <u>在宅者の要配慮者対策</u> 1 (4) <u>避難行動要支援者対策</u> <u>(5)</u> (略)
区 分	機 関 名	主 な 措 置																		
第2節 避難所の整備	市	1 (1) <u>避難所等収容施設</u> の整備 1 (2) <u>避難所・避難場所</u> の事前指定 1 (3) 避難所が備えるべき設備の整備 1 (4) 避難所の運営体制の整備																		
第6節 <u>災害時要援護者の安全対策</u>	市、社会福祉施設等管理者	1 (2) 社会福祉施設等における対策 1 (3) <u>在宅者対策</u> (追加) <u>(4)</u> (略)																		
区 分	機 関 名	主 な 措 置																		
第2節 避難所の整備	市	1 (1) <u>避難所等</u> の整備 1 (2) <u>指定避難所</u> の事前指定 1 (3) 避難所が備えるべき設備の整備 1 (4) 避難所の運営体制の整備																		
第6節 <u>要配慮者の安全対策</u>	市、社会福祉施設等管理者	1 (2) 社会福祉施設等における対策 1 (3) <u>在宅者の要配慮者対策</u> 1 (4) <u>避難行動要支援者対策</u> <u>(5)</u> (略)																		
57	<p>第1節 避難場所の確保</p> <p>1 市における措置</p> <p>避難場所には、広域避難場所、一時避難場所等いくつかの形態があり、その主旨を整理する。</p> <p>(追加)</p> <p>(略)</p>	<p>第1節 避難場所の確保</p> <p>1 市における措置</p> <p>避難場所には、広域避難場所、一時避難場所等いくつかの形態があり、その主旨を整理する。</p> <p><u>災害の種類に応じてその危険の及ばない場所・施設を指定緊急避難場所として災害対策基本法施行令に定める基準に従って指定し、災害の危険が切迫した場合における住民の安全な避難先を確保する。</u></p> <p>(略)</p>																		
58	<p>第2節 避難所の整備</p> <p>1 市における措置</p> <p>(1) <u>避難所等収容施設</u>の整備</p> <p>市は、人口の10%を目安とした避難者数を想定し、さらに隣接市町相互の応援協力体制によるバックアップのもとに、避難所等収容施設の整備を図る。</p> <p>また、避難者が最寄りの避難所等へ避難できるよう、必要に応じて町丁界や行政界を越えての避難を考慮して整備していくものとする。</p>	<p>第2節 避難所の整備</p> <p>1 市における措置</p> <p>(1) <u>避難所等</u>の整備</p> <p>市は、人口の10%を目安とした避難者数を想定し、さらに隣接市町相互の応援協力体制によるバックアップのもとに、避難所等収容施設の整備を図る。</p> <p>また、避難者が最寄りの避難所等へ避難できるよう、必要に応じて町丁界や行政界を越えての避難を考慮して整備していくものとする。</p>																		

小牧市地域防災計画—地震災害対策計画—（平成26年11月修正）

頁	現 行 （平成25年11月修正）	修 正 案												
59	<p>(2) <u>避難所・避難場所</u>の事前指定</p> <p>ア 市は、<u>指定に際しては、住民にとって身近な施設にするとともに、二次災害等のおそれがないこと、立地条件や建物の構造等を考慮し、安全性が十分確保されていること、主要道路等との災害時緊急搬出入用災害アクセスが確保されていること及び環境衛生上問題のないこと等を検討しておくものとする。</u></p> <p>イ 避難者の避難状況に即した最小限のスペースを、次のとおり確保するとともに、<u>避難所運営に必要な本部、会議、医療、災害時要援護者等</u>に対応できるスペースを確保するものとする。</p> <p>ウ 一人当たりの必要占有面積は以下のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="156 651 1025 802"> <tr> <td>1 m²/人</td> <td>発災直後の一時避難段階で座った状態程度の占有面積</td> </tr> <tr> <td>2 m²/人</td> <td>緊急対応初期の段階で就寝可能な占有面積</td> </tr> <tr> <td>3 m²/人</td> <td>避難所生活が長期化し、荷物置場を含めた占有面積</td> </tr> </table> <p>※ 介護が必要な<u>災害時要援護者</u>のスペース規模は、収容配置上の工夫を行う。また、避難者の状況に応じた必要な規模の確保に努める必要がある。</p> <p>エ 必要に応じ県と連携を取り、社会福祉施設、公共宿泊施設等の管理者との協議により、<u>要援護高齢者、障がい者等</u>が相談等の必要な生活支援が受けられる等、安心して生活できる体制を整備した福祉避難所の選定に努める。</p> <p>オ 指定に当たっては、原則として、防災関係機関、教育機関の管理諸室、病院等医療救護施設、ヘリポート、物資集配拠点等の災害対策に必要な施設は、避難所として使用しないこととする。また、災害発生時に複数の避難者がやむを得ず指定避難所以外の施設に避難した場合は、その場所を新たに避難所として追認、登録することが必要である。</p> <p>(3) 避難所が備えるべき設備の整備</p> <p>避難所にテント、仮設トイレ、毛布等の整備を図るとともに、空調・洋式トイレなど<u>災害時要援護者</u>にも配慮した施設・設備の整備に努める。</p>	1 m ² /人	発災直後の一時避難段階で座った状態程度の占有面積	2 m ² /人	緊急対応初期の段階で就寝可能な占有面積	3 m ² /人	避難所生活が長期化し、荷物置場を含めた占有面積	<p>(2) <u>指定避難所</u>の事前指定</p> <p>ア 市は、<u>避難所が被災した住民が一定期間滞在する場であることを鑑み、円滑な救援活動を実施し、また一定の生活環境を確保する観点から、学校や公民館等の住民に身近な公共施設等を災害対策基本法施行令に定める基準に従って指定するものとする。</u></p> <p>イ 避難者の避難状況に即した最小限のスペースを、次のとおり確保するとともに、<u>避難所運営に必要な本部、会議、医療、要配慮者等</u>に対応できるスペースを確保するものとする。</p> <p>ウ 一人当たりの必要占有面積は以下のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="1182 651 2163 802"> <tr> <td>1 m²/人</td> <td>発災直後の一時避難段階で座った状態程度の占有面積</td> </tr> <tr> <td>2 m²/人</td> <td>緊急対応初期の段階で就寝可能な占有面積</td> </tr> <tr> <td>3 m²/人</td> <td>避難所生活が長期化し、荷物置場を含めた占有面積</td> </tr> </table> <p>※ 介護が必要な<u>要配慮者</u>のスペース規模は、収容配置上の工夫を行う。また、避難者の状況に応じた必要な規模の確保に努める必要がある。</p> <p>エ 必要に応じ県と連携を取り、社会福祉施設、公共宿泊施設等の管理者との協議により、<u>配慮を要する高齢者、障がい者等</u>が相談等の必要な生活支援が受けられる等、安心して生活できる体制を整備した福祉避難所の選定に努める。</p> <p>オ 指定に当たっては、原則として、防災関係機関、教育機関の管理諸室、病院等医療救護施設、ヘリポート、物資集配拠点等の災害対策に必要な施設は、避難所として使用しないこととする。また、災害発生時に複数の避難者がやむを得ず指定避難所以外の施設に避難した場合は、その場所を新たに避難所として追認、登録することが必要である。</p> <p>(3) 避難所が備えるべき設備の整備</p> <p>避難所には、<u>内閣府が作成した「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」</u>を踏まえ、テント、仮設トイレ、毛布等の整備を図るとともに、空</p>	1 m ² /人	発災直後の一時避難段階で座った状態程度の占有面積	2 m ² /人	緊急対応初期の段階で就寝可能な占有面積	3 m ² /人	避難所生活が長期化し、荷物置場を含めた占有面積
1 m ² /人	発災直後の一時避難段階で座った状態程度の占有面積													
2 m ² /人	緊急対応初期の段階で就寝可能な占有面積													
3 m ² /人	避難所生活が長期化し、荷物置場を含めた占有面積													
1 m ² /人	発災直後の一時避難段階で座った状態程度の占有面積													
2 m ² /人	緊急対応初期の段階で就寝可能な占有面積													
3 m ² /人	避難所生活が長期化し、荷物置場を含めた占有面積													

小牧市地域防災計画—地震災害対策計画—（平成26年11月修正）

頁	現 行 （平成25年11月修正）	修 正 案								
	<p>また、緊急時に有効な次の設備について、平時から避難所等に備え付け、利用できるよう整備しておくよう努めていく。</p> <p>ア 情報受発信手段の整備：防災行政無線、携帯電話、ファクシミリ、パソコン、拡声器、コピー機、テレビ、携帯ラジオ等</p> <p>イ 運営事務機能整備：コピー機、パソコン等</p> <p>ウ バックアップ設備の整備：投光器、自家発電設備等</p> <p>（4）避難所の運営体制の整備</p> <p>市は、県が平成9年度（平成18年12月改訂）に作成した「愛知県避難所運営マニュアル」等を活用し、各地域の実情を踏まえた避難所運営体制の整備を図るものとする。</p> <p>（追加）</p> <p>第3節 避難道路の確保と交通規制計画</p> <table border="1" data-bbox="181 943 1122 997"> <tr> <td>実施担当</td> <td>交通防犯課、道路課、危機管理課、協働推進課、市政戦略課</td> </tr> </table> <p>1 市、警察及びその他避難措置の実施者における措置</p> <p>（1）避難道路の通行確保</p> <p>市職員、警察官、消防職員その他避難措置の実施者は、迅速かつ安全な避難ができるよう通行の支障となる行為を排除し、避難道路の通行確保に努めるものとする。また、災害の発生に備え、交通規制計画を定めるものとする。</p> <p>第6節 災害時要援護者の安全対策</p> <table border="1" data-bbox="181 1385 1122 1479"> <tr> <td>実施担当</td> <td>災害時要援護者対策は、以下の区分による。 障がい者：福祉課</td> </tr> </table>	実施担当	交通防犯課、道路課、危機管理課、協働推進課、市政戦略課	実施担当	災害時要援護者対策は、以下の区分による。 障がい者：福祉課	<p>調・洋式トイレなど<u>要配慮者</u>にも配慮した施設・設備の整備に努める。</p> <p>また、緊急時に有効な次の設備について、平時から避難所等に備え付け、利用できるよう整備しておくよう努めていく。</p> <p>ア 情報受発信手段の整備：防災行政無線、携帯電話、ファクシミリ、パソコン、拡声器、コピー機、テレビ、携帯ラジオ等</p> <p>イ 運営事務機能整備：コピー機、パソコン等</p> <p>ウ バックアップ設備の整備：投光器、自家発電設備等</p> <p>（4）避難所の運営体制の整備</p> <p>市は、県が平成9年度（平成18年12月改訂）に作成した「愛知県避難所運営マニュアル」等を活用し、各地域の実情を踏まえた避難所運営体制の整備を図るものとする。</p> <p><u>なお、避難所の運営に当たっては、現に避難所に滞在する住民だけでなく、在宅での避難生活を余儀なくされる住民への支援も念頭に置いた運営体制を検討する。</u></p> <p>第3節 避難道路の確保と交通規制対策</p> <table border="1" data-bbox="1189 943 2130 997"> <tr> <td>実施担当</td> <td>市民安全課、道路課、危機管理課</td> </tr> </table> <p>1 市、警察及びその他避難措置の実施者における措置</p> <p>（1）避難道路の通行確保</p> <p>市職員、警察官、消防職員その他避難措置の実施者は、迅速かつ安全な避難ができるよう通行の支障となる行為を排除し、避難道路の通行確保に努めるものとする。また、災害の発生に備え、<u>愛知県警が策定した交通規制計画に則り、災害の発生に備えるものとする。</u></p> <p>第6節 要配慮者の安全対策</p> <table border="1" data-bbox="1189 1385 2130 1479"> <tr> <td>実施担当</td> <td><u>要配慮者</u>対策は、以下の区分による。 障がい者・高齢者：福祉総務課、地域福祉課、介護保険課</td> </tr> </table>	実施担当	市民安全課、道路課、危機管理課	実施担当	<u>要配慮者</u> 対策は、以下の区分による。 障がい者・高齢者：福祉総務課、地域福祉課、介護保険課
実施担当	交通防犯課、道路課、危機管理課、協働推進課、市政戦略課									
実施担当	災害時要援護者対策は、以下の区分による。 障がい者：福祉課									
実施担当	市民安全課、道路課、危機管理課									
実施担当	<u>要配慮者</u> 対策は、以下の区分による。 障がい者・高齢者：福祉総務課、地域福祉課、介護保険課									
61										

小牧市地域防災計画－地震災害対策計画－（平成26年11月修正）

頁	現 行 （平成25年11月修正）	修 正 案						
62	<table border="1" data-bbox="179 167 1120 263"> <tr> <td data-bbox="179 167 336 215">高齢者:</td> <td data-bbox="336 167 1120 215">長寿介護課</td> </tr> <tr> <td data-bbox="179 215 336 263">外国人:</td> <td data-bbox="336 215 1120 263">生活交流課</td> </tr> </table> <p>1 市及び社会福祉施設等管理者における措置</p> <p>(1) 対象者の把握</p> <p>災害時要援護者に関しては、対象者ごと、地区ごとの緻密な把握が、震災時の救援につながるものと考えられるため、対象者の把握方法等に関する詳細は、次の部署で検討を進めるものとする。</p> <p>ア 障がい者：福祉課</p> <p>イ 介護及び救護を要する高齢者：長寿介護課</p> <p>ウ 外国人：生活交流課</p> <p>さらに、事業者及び地域における取り組みを進めるものとする。</p> <p>(2) 社会福祉施設等における対策</p> <p>ア 組織体制の整備</p> <p>施設管理者は、地震災害の予防や災害時の迅速かつ的確な対応を行うため、あらかじめ自衛防災組織等を整備し、動員計画や非常招集体制等の確立に努める。</p> <p>また、市との連携のもとに近隣施設間、地域住民やボランティア組織等の協力を得て、入所者の実態に応じた体制づくりに努める。</p> <p>イ 施設の耐震体制の整備</p> <p>施設管理者は、施設全体の耐震対策の強化を図るよう努める。</p> <p>ウ 緊急連絡体制の整備</p> <p>市及び施設等管理者は、地震災害に備え、消防機関等への緊急通報のための情報伝達手段の整備を図るものとする。</p> <p>エ 防災教育・防災訓練の実施</p> <p>市及び施設等管理者は、<u>災害時要援護者</u>が自らの対応能力を高めるため、個々の<u>災害時要援護者</u>の態様に合わせた防災教育や防災訓練の充実</p>	高齢者:	長寿介護課	外国人:	生活交流課	<table border="1" data-bbox="1187 167 2128 263"> <tr> <td data-bbox="1187 167 1344 215">外国人:</td> <td data-bbox="1344 167 2128 215">シティプロモーション課</td> </tr> </table> <p>1 市及び社会福祉施設等管理者における措置</p> <p>(1) 対象者の把握</p> <p><u>要配慮者</u>に関しては、対象者ごと、地区ごとの緻密な把握が、震災時の救援につながるものと考えられるため、対象者の把握方法等に関する詳細は、次の部署で検討を進めるものとする。</p> <p>ア 障がい者・介護及び救護を要する高齢者：福祉総務課、地域福祉課、介護保険課</p> <p>イ 外国人：シティプロモーション課</p> <p>さらに、事業者及び地域における取り組みを進めるものとする。</p> <p>(2) 社会福祉施設等における対策</p> <p>ア 組織体制の整備</p> <p>施設管理者は、地震災害の予防や災害時の迅速かつ的確な対応を行うため、あらかじめ自衛防災組織等を整備し、動員計画や非常招集体制等の確立に努める。</p> <p>また、市との連携のもとに近隣施設間、地域住民やボランティア組織等の協力を得て、入所者の実態に応じた体制づくりに努める。</p> <p>イ 施設の耐震体制の整備</p> <p>施設管理者は、施設全体の耐震対策の強化を図るよう努める。</p> <p>ウ 緊急連絡体制の整備</p> <p>市及び施設等管理者は、地震災害に備え、消防機関等への緊急通報のための情報伝達手段の整備を図るものとする。</p> <p>エ 防災教育・防災訓練の実施</p> <p>市及び施設等管理者は、<u>要配慮者</u>が自らの対応能力を高めるため、個々の<u>要配慮者</u>の態様に合わせた防災教育や防災訓練の充実強化を図るものと</p>	外国人:	シティプロモーション課
高齢者:	長寿介護課							
外国人:	生活交流課							
外国人:	シティプロモーション課							

小牧市地域防災計画—地震災害対策計画—（平成26年11月修正）

頁	現 行 （平成25年11月修正）	修 正 案
	<p>強化を図るものとする。</p> <p>オ 防災備品の整備 施設管理者は、災害に備え、食料や生活必需品の備蓄を図るよう努める。</p> <p>(3) 在宅者対策</p> <p>ア 災害時要援護者等の状況把握 <u>市は、災害の発生に備え、災害時要援護者名簿を整備し、災害発生時に効果的に利用することで、災害時要援護者に対する援護が適切に行われるように努めるものとする。また、あらかじめ自主防災組織、地域の福祉関係者等と連携して、災害時要援護者に関する情報の共有、避難支援計画の策定等に努めるものとする。</u></p> <p>イ 緊急警報システム等の整備 <u>災害時要援護者の対応能力を考慮した緊急警報システムの整備を進めるとともに、地域ぐるみの避難誘導システムの確立を図るものとする。</u></p> <p>ウ 応援協力体制の整備 被災時の<u>災害時要援護者の安全と入所施設を確保するため、医療機関、社会福祉施設、近隣住民やボランティア組織、国及び他の地方公共団体等との応援協力体制の確立に努めるものとする。</u></p> <p>エ 防災教育・防災訓練の実施 <u>災害時要援護者が自らの対応能力を高めるため、個々の災害時要援護者の態様に合わせた防災教育や防災訓練の充実強化を図るものとする。</u> (追加)</p>	<p>する。</p> <p>オ 防災備品の整備 施設管理者は、災害に備え、食料や生活必需品の備蓄を図るよう努める。</p> <p>(3) 在宅の<u>要配慮者対策</u> (削除)</p> <p>ア 緊急警報システム等の整備 <u>要配慮者の対応能力を考慮した緊急警報システムの整備を進めるとともに、地域ぐるみの避難誘導システムの確立を図るものとする。</u></p> <p>イ 応援協力体制の整備 被災時の<u>要配慮者の安全と入所施設を確保するため、医療機関、社会福祉施設、近隣住民やボランティア組織、国及び他の地方公共団体等との応援協力体制の確立に努めるものとする。</u></p> <p>ウ 防災教育・防災訓練の実施 <u>要配慮者が自らの対応能力を高めるため、個々の要配慮者の態様に合わせた防災教育や防災訓練の充実強化を図るものとする。</u></p> <p>(4) <u>避難行動要支援者対策</u> ア <u>市は、災害時において自ら避難することが困難であって、円滑かつ迅速な避難の確保の観点で特に支援を要する避難行動要支援者に対する避難支援の全体的な考え方を整理し、名簿に登載する避難行動要支援者の範囲、名簿作成に関する関係部署の役割分担、名簿作成に必要な個人情報及びそ</u></p>

小牧市地域防災計画—地震災害対策計画—（平成26年11月修正）

頁	現 行 （平成25年11月修正）	修 正 案
		<p><u>の入手方法、名簿の更新に関する事項について、地域防災計画に定める。</u></p> <p><u>また、災害発生時あるいは災害発生の恐れがある時に避難支援に協力を依頼する企業団体等との協定の締結を検討する。</u></p> <p><u>イ 避難行動要支援者名簿の整備等</u></p> <p><u>（ア）要配慮者の把握</u></p> <p><u>市は、災害時に要配慮者に対する援護が適切に行われるよう、関係部署等が保有している要介護高齢者や障がい者等の情報を把握するものとする。</u></p> <p><u>（イ）避難行動要支援者名簿の作成</u></p> <p><u>避難行動要支援者名簿の作成は、健康福祉部福祉総務課にて執り行う。その際は、災害対策基本法第49条の10第3項に基づき、健康福祉部等関係部局が保有する各施策の受給者情報を集約し、活用することに努める。</u></p> <p><u>1. 避難行動要支援者名簿に掲載する者</u></p> <p><u>ア. 要介護3以上の介護保険認定者</u></p> <p><u>イ. 身体障がい者の等級が1～3級を所持する身体障がい者（児）</u></p> <p><u>ウ. 療育手帳の判定区分がA、B判定の知的障がい者（児）</u></p> <p><u>エ. 市長が必要と認めた者</u></p> <p><u>2. 避難行動要支援者名簿に記載する事項</u></p> <p><u>氏名・生年月日・性別・住所又は居所・電話番号その他連絡先・避難支援を必要とする理由等を記載する。</u></p> <p><u>3. 避難行動要支援者名簿の作成に必要な個人情報の入手方法</u></p> <p><u>市で把握していない情報の取得が名簿作成のために必要と認められるときは、災害対策基本法第49条の10第4項にて、関係都道府県等その他の者に対して情報提供を求めることができる。</u></p> <p><u>（ウ）避難行動要支援者名簿の更新と情報の共有</u></p> <p><u>避難行動要支援者名簿に登載される者は、転出・転入、出生・死亡、障害の発現等により絶えず変化することから、避難支援に必要となる情報を年に</u></p>

小牧市地域防災計画—地震災害対策計画—（平成26年11月修正）

頁	現 行 （平成25年11月修正）	修 正 案
		<p><u>1度更新し、関係者間で共有する。</u></p> <p><u>(エ) 避難支援等関係者</u></p> <p><u>避難行動要支援者の避難支援等関係者は下記の者とする。なお、避難支援等関係者は、避難行動要支援者に対する災害情報の伝達及び避難支援を行うこととする。</u></p> <p><u>ア. 区長</u></p> <p><u>イ. 民生・児童委員</u></p> <p><u>ウ. 自主防災組織</u></p> <p><u>エ. 小牧市社会福祉協議会</u></p> <p><u>オ. 愛知県小牧警察署</u></p> <p><u>カ. 小牧市消防本部</u></p> <p><u>キ. その他市長が認めた団体、個人</u></p> <p><u>(オ) 避難支援等関係者への情報提供</u></p> <p><u>避難支援等関係者は、避難行動要支援者名簿の情報について、本人の同意の上で、平常時から情報の提供を行う。</u></p> <p><u>情報の提供に際し、市は情報漏えいを防止するための以下の事項を講じる。</u></p> <p><u>1. 提供される名簿については、施錠可能な場所での保管を徹底し、複製の制限等による情報管理の徹底を図る。</u></p> <p><u>2. 避難支援関係者個人に守秘義務が課せられていることを十分に理解してもらい、必要以上に複製しないよう指導する。</u></p> <p><u>3. 区長、民生・児童委員、自主防災組織に対しては、該当地区の情報のみを提供する。</u></p> <p><u>(カ) 避難支援体制の構築</u></p> <p><u>避難支援等関係者は、地域の実情に応じ、避難支援体制を構築する。なお、構築にあたっては、市と小牧市社会福祉協議会が連携して支援を行う</u></p> <p><u>(キ) 避難支援等関係者の安全確保</u></p> <p><u>避難行動要支援者の避難支援を行うためには、避難支援等関係者の安全確</u></p>

小牧市地域防災計画－地震災害対策計画－（平成26年11月修正）

頁	現 行 （平成25年11月修正）	修 正 案										
68	<p><u>（4）外国人等に対する防災対策</u></p> <p>市及び防災関係機関は、言語、生活習慣、防災意識の異なる外国人や旅行者等が、災害発生時に迅速かつ的確な行動がとれるよう、次のような防災環境づくりに努めるものとする。</p> <p>ア 広域避難所や避難路の標識等を簡明かつ効果的なものとするとともに、多言語化を推進する。</p> <p>イ 地域全体で<u>災害時要援護者への支援システム</u>や救助体制の整備に努めるものとする。</p> <p>ウ 多言語による防災知識の普及活動を推進する。</p> <p>エ 外国人も対象とした防災教育や防災訓練の普及を図るよう努める。</p> <p>第8章 広域応援体制の整備</p> <p>■主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="152 989 1124 1184"> <tr> <td rowspan="2">第2節 広域 応援 体制 の 整備</td> <td>市</td> <td>1 (1) <u>相互応援協定の締結</u> 1 (2) 防災活動拠点の確保及び受援体制の整備</td> </tr> <tr> <td>防災関係機関</td> <td>2 <u>要請手続等の整備</u></td> </tr> </table> <p>1 市における措置</p> <p>(1) <u>相互応援協定の締結</u></p> <p>市は、<u>市域に係る災害について適切な応援措置を実施するため、災害対策基本法第67条の規定により、他の市町村との間で災害に関し、物資等の提供、あっせん及び人員の派遣などについて応援協定を締結するよう努める。</u></p>	第2節 広域 応援 体制 の 整備	市	1 (1) <u>相互応援協定の締結</u> 1 (2) 防災活動拠点の確保及び受援体制の整備	防災関係機関	2 <u>要請手続等の整備</u>	<p><u>保が大前提となる。市は、地域の実情や災害の状況に応じて可能な範囲で避難支援等が行えるように地域住民全体で話し合いルールや計画を作り周知することで、避難支援等関係者における安全確保の措置も決めておくよう、配慮する。</u></p> <p><u>（5）外国人等に対する防災対策</u></p> <p>市及び防災関係機関は、言語、生活習慣、防災意識の異なる外国人市民や旅行者等が、災害発生時に迅速かつ的確な行動がとれるよう、次のような防災環境づくりに努めるものとする。</p> <p>ア 広域避難所や避難路の標識等を簡明かつ効果的なものとするとともに、多言語化を推進する。</p> <p>イ <u>外国人を支援の対象としてだけでなく、地域の担い手として活躍できるよう、地域全体で災害時の体制の整備に努めるものとする。</u></p> <p>ウ 多言語ややさしい日本語による防災知識の普及活動を推進する。</p> <p>エ 外国人も対象とした防災教育や防災訓練の普及を図るよう努める。</p> <p>第8章 広域応援体制の整備</p> <p>■主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="1160 989 2132 1184"> <tr> <td rowspan="2">第2節 広域 応援 体制 の 整備</td> <td>市</td> <td>1 (1) <u>応援協定の締結等</u> 1 (2) 防災活動拠点の確保及び受援体制の整備</td> </tr> <tr> <td>防災関係機関</td> <td>2 <u>応援協定の締結等</u></td> </tr> </table> <p>1 市における措置</p> <p>(1) <u>応援協定の締結等</u></p> <p>市及び県は、<u>災害応急対策又は災害復旧の実施に際し、相互応援や民間団体等の協力を得るため、災害対策基本法第8条、第49条の2及び同条の3の規定等により、他の市町村との間で災害に関し、物資等の提供、あっせん及び人員の派遣</u></p>	第2節 広域 応援 体制 の 整備	市	1 (1) <u>応援協定の締結等</u> 1 (2) 防災活動拠点の確保及び受援体制の整備	防災関係機関	2 <u>応援協定の締結等</u>
第2節 広域 応援 体制 の 整備	市		1 (1) <u>相互応援協定の締結</u> 1 (2) 防災活動拠点の確保及び受援体制の整備									
	防災関係機関	2 <u>要請手続等の整備</u>										
第2節 広域 応援 体制 の 整備	市	1 (1) <u>応援協定の締結等</u> 1 (2) 防災活動拠点の確保及び受援体制の整備										
	防災関係機関	2 <u>応援協定の締結等</u>										

小牧市地域防災計画—地震災害対策計画—（平成26年11月修正）

頁	現 行 （平成25年11月修正）	修 正 案
69	<p>2 防災関係機関における措置</p> <p><u>防災関係機関相互における応援要請又は応急措置の要請については、あらかじめ</u>手続等を定めておく。</p>	<p>などについて応援協定を締結する<u>など必要な措置を講ずるよう</u>努める。</p> <p>2 防災関係機関における措置</p> <p><u>防災関係機関は災害応急対策又は災害復旧の実施に際し、相互応援や民間団体等の協力を得るため、災害対策基本法第49条の2及び同条の3の規定等により、</u>応援協定を締結する<u>など必要な措置を講ずるよう</u>努める。</p>
70	<p>第9章 防災訓練及び防災意識の向上</p> <p>■基本方針</p> <p>（追加）</p> <p>○ 防災訓練、教育等の実施に当たっては、災害時要援護者に十分配慮し、地域において災害時要援護者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めるものとする。</p> <p>（追加）</p>	<p>第9章 防災訓練及び防災意識の向上</p> <p>■基本方針</p> <p>○ <u>特に稀にしか発生しない大規模かつ広域的な災害に備え、市民・民間企業等が、防災・減災対策に自ら取り組むためには、動機付けやコスト等の障害があるため、自助・共助の必要性を適切に伝え、行動に結びつけるための取組を行う。</u></p> <p>○ 防災訓練、教育等の実施に当たっては、<u>要配慮者</u>に十分配慮し、地域において<u>要配慮者</u>を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めるものとする。</p> <p>○ <u>様々な複合災害を想定した図上訓練等を行い、各種対策や計画の見直しに努める。</u></p>
71	<p>第1節 防災訓練の実施</p> <p>1 市における措置</p> <p>（1）総合防災訓練</p> <p>市は、毎年9月1日の防災の日を中心に、市の地域における防災関係機関とできる限り多くの民間企業、ボランティア団体及び<u>災害時要援護者</u>を含めた市民等の協力、連携のもとに大規模な地震に関する総合防災訓練を実施する。訓練の実施に当たっては、訓練の目的を具体的に設定した上で地震規模</p>	<p>第1節 防災訓練の実施</p> <p>1 市における措置</p> <p>（1）総合防災訓練</p> <p>市は、毎年9月1日の防災の日を中心に、市の地域における防災関係機関とできる限り多くの民間企業、ボランティア団体及び<u>要配慮者</u>を含めた市民等の協力、連携のもとに大規模な地震に関する総合防災訓練を実施する。訓練の実施に当たっては、訓練の目的を具体的に設定した上で地震規模や被害の想定を</p>

小牧市地域防災計画—地震災害対策計画—（平成26年11月修正）

頁	現 行 （平成25年11月修正）	修 正 案				
73	<p>や被害の想定を明確にするとともに、あらかじめ設定した訓練効果が得られるように訓練参加者、使用する器材及び実施時間等の訓練環境などについて具体的な設定を行い、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込むなど、より実践的な内容となるように努め、次のとおり実施する。</p> <p>(略)</p> <p>(2) 個別の防災訓練</p> <p>自主防災会、婦人消防クラブ、事業所等が独自に計画して、(追加)地域の住宅密集度、道路事情、人口、世帯数等により、あるいは事業所の事業種別、従業員数等、それぞれの実情に合った訓練を行う。</p> <p>なお、訓練の実施に当たっては、自主防災会及び婦人消防クラブの訓練の場合は、職員が実技の指導をし、必要な資機材等についてもなるべく貸与又は支給する等の便宜を図る。</p> <p>第2節 防災のための意識啓発・広報</p> <p>1 市における措置</p> <p>(4) 家庭内備蓄等の推進</p> <p>市は、災害発生時にはライフラインの途絶等の事態が予想され、また、警戒宣言が発せられた場合、食料その他生活必需品の入手が困難になるおそれがあるため、飲料水、食料その他の生活必需品について、<u>3日分程度</u>の家庭内備蓄を推進する。</p> <p>また、東海地震に関する警戒宣言が発せられた場合、発災による断水に備えて、緊急に貯水するよう呼びかける。</p>	<p>明確にするとともに、あらかじめ設定した訓練効果が得られるように訓練参加者、使用する器材及び実施時間等の訓練環境などについて具体的な設定を行い、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込むなど、より実践的な内容となるように努め、次のとおり実施する。</p> <p>(略)</p> <p>(2) 個別の防災訓練</p> <p>自主防災会、婦人消防クラブ、事業所等が独自に計画して、<u>小学校単位</u>、地域の住宅密集度、道路事情、人口、世帯数等により、あるいは事業所の事業種別、従業員数等、それぞれの実情に合った訓練を行う。</p> <p>なお、訓練の実施に当たっては、自主防災会及び婦人消防クラブの訓練の場合は、職員が実技の指導をし、必要な資機材等についてもなるべく貸与又は支給する等の便宜を図る。</p> <p>第2節 防災のための意識啓発・広報</p> <p>1 市における措置</p> <p>(4) 家庭内備蓄等の推進</p> <p>市は、災害発生時にはライフラインの途絶等の事態が予想され、また、警戒宣言が発せられた場合、食料その他生活必需品の入手が困難になるおそれがあるため、飲料水、食料その他の生活必需品について、<u>7日以上</u>の家庭内備蓄を推進する。</p> <p>また、東海地震に関する警戒宣言が発せられた場合、発災による断水に備えて、緊急に貯水するよう呼びかける。</p>				
74	<p>3 防災のための教育</p> <table border="1" data-bbox="181 1326 1122 1382"> <tr> <td>実施担当</td> <td>危機管理課、<u>子育て支援課</u>、教育総務課、学校教育課</td> </tr> </table>	実施担当	危機管理課、 <u>子育て支援課</u> 、教育総務課、学校教育課	<p>3 防災のための教育</p> <table border="1" data-bbox="1187 1326 2145 1382"> <tr> <td>実施担当</td> <td>危機管理課、<u>こども政策課</u>、保育課、教育総務課、学校教育課</td> </tr> </table>	実施担当	危機管理課、 <u>こども政策課</u> 、保育課、教育総務課、学校教育課
実施担当	危機管理課、 <u>子育て支援課</u> 、教育総務課、学校教育課					
実施担当	危機管理課、 <u>こども政策課</u> 、保育課、教育総務課、学校教育課					
76	<p>第4節 防災意識調査及び地震相談の実施</p>	<p>第4節 防災意識調査及び地震相談の実施</p>				

小牧市地域防災計画—地震災害対策計画—（平成26年11月修正）

頁	現 行 （平成25年11月修正）	修 正 案
	(追加)	(4) 尾張中北消防指令センター <u>市は、犬山市、江南市、岩倉市、清須市、北名古屋市、豊山町、大口町及び扶桑町において火災等の緊急通報を広域的に一元管理し、大規模災害が発生した場合において、消防応援活動が迅速かつ的確に実施できるように努めるものとする。</u>
77	第10章 震災に関する調査研究の推進 ■基本方針 ○ さまざまな災害が同時に、広域的に多発する地震災害に対して、地震予知や被害想定の実施のほか、 <u>具体的な予防対策や応急復旧対策について調査研究を行い、総合的な地震防災対策の実施に結び付けていく。</u> また、地域の災害危険性を的確に把握し、それに対する効果的な対策を調査するための防災アセスメントを実施するとともに、それに基づき地域住民への防災広報活動の充実を図っていく。	第10章 震災に関する調査研究の推進 ■基本方針 ○ さまざまな災害が同時に、広域的に多発する地震災害に対して、地震予知や被害想定の実施のほか、 <u>新たな知見や発送を積極的に取り入れた被害低減策の検討を継続的に実施するなど総合的な地震防災対策の実施に結び付けていく。</u> また、地域の災害危険性を的確に把握し、それに対する効果的な対策を調査するための防災アセスメントを実施するとともに、それに基づき地域住民への防災広報活動の充実を図っていく。
80	第3編 災害応急対策 第1章 活動態勢（組織の動員配備） ■基本方針 (追加)	第3編 災害応急対策 第1章 活動態勢（組織の動員配備） ■基本方針 ○ <u>各防災関係機関は、複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対策が困難になる事象）の発生可能性を認識し、備えるものとする。</u> ○ <u>要員（資機材も含む。）の配置等については、複合災害の発生も念頭において行う。</u>
81	第1節 災害対策本部の設置・運営 1 市における措置 エ 非常連絡	第1節 災害対策本部の設置・運営 1 市における措置 エ 非常連絡

小牧市地域防災計画—地震災害対策計画—（平成26年11月修正）

頁	現 行 （平成25年11月修正）	修 正 案
82	<p>災害応急対策を円滑に実施するため平常時においても体制を確立しておき、非常の際はこれに基づき速やかに行動するものとする。市の災害対策本部における各課職員（班員）の動員の要領は次のとおりとする。</p> <p>（ア）配備の編成</p> <p>各班の班長（課長等）は、小牧市非常配備基準に基づき、あらかじめその配備につく職員を定め、職員にその旨を徹底するとともに、非常配備につく職員の氏名を<u>市長公室長</u>に報告するものとする。</p> <p>（イ）各課に職員動員命令伝達責任者（以下「伝達責任者」という。）を正副2名設ける。伝達責任者は、勤務時間外、休日等における、その属する課職員に対する動員命令等の非常連絡に当たる。</p> <p>（ウ）非常連絡並びに動員</p> <p>① 消防署の通信担当職員が、県から非常配備に該当する地震情報等を受領したときは、直ちに<u>市長公室長</u>及び必要と認める上司に報告し、その指示を受けなければならない。</p> <p>② 担当職員は<u>市長公室長</u>及び必要と認める上司から報告に対する指示を受けたとき、又は当該指示を受ける以前であっても状況により自ら必要と判断したときは、速やかに各課伝達責任者に対し電話連絡を依頼する等必要な措置をとるものとする。</p> <p>（略）</p> <p>（オ）職員の動員要請</p> <p>各部長は、災害対策活動を実施するに当たり、職員が不足し、他部の応援を必要とするときは、応援職員動員要請書により<u>市長公室長</u>に通報するものとする。</p> <p>（カ）動員状態の把握及び通報</p> <p>各部長は第3非常配備体制に入った場合は、常に各班の職員の動員状態を把握するとともに、適時その状態を職員動員状況通報により<u>市長公室長</u>に通報するものとする。</p>	<p>災害応急対策を円滑に実施するため平常時においても体制を確立しておき、非常の際はこれに基づき速やかに行動するものとする。市の災害対策本部における各課職員（班員）の動員の要領は次のとおりとする。</p> <p>（ア）配備の編成</p> <p>各班の班長（課長等）は、小牧市非常配備基準に基づき、あらかじめその配備につく職員を定め、職員にその旨を徹底するとともに、非常配備につく職員の氏名を<u>総務部長</u>に報告するものとする。</p> <p>（イ）各課に職員動員命令伝達責任者（以下「伝達責任者」という。）を正副2名設ける。伝達責任者は、勤務時間外、休日等における、その属する課職員に対する動員命令等の非常連絡に当たる。</p> <p>（ウ）非常連絡並びに動員</p> <p>① 消防署の通信担当職員が、県から非常配備に該当する地震情報等を受領したときは、直ちに<u>総務部長</u>及び必要と認める上司に報告し、その指示を受けなければならない。</p> <p>② 担当職員は<u>総務部長</u>及び必要と認める上司から報告に対する指示を受けたとき、又は当該指示を受ける以前であっても状況により自ら必要と判断したときは、速やかに各課伝達責任者に対し電話連絡を依頼する等必要な措置をとるものとする。</p> <p>（略）</p> <p>（オ）職員の動員要請</p> <p>各部長は、災害対策活動を実施するに当たり、職員が不足し、他部の応援を必要とするときは、応援職員動員要請書により<u>総務部長</u>に通報するものとする。</p> <p>（カ）動員状態の把握及び通報</p> <p>各部長は第3非常配備体制に入った場合は、常に各班の職員の動員状態を把握するとともに、適時その状態を職員動員状況通報により<u>総務部長</u>に通報するものとする。</p>

小牧市地域防災計画－地震災害対策計画－（平成26年11月修正）

頁	現 行 （平成25年11月修正）	修 正 案												
84	<p>(略)</p> <p>(2) 本部員会議</p> <p>イ 本部員会議の開催</p> <p>(オ) 本部員は会議の招集を必要と認めたときは、<u>市長公室長</u>にその旨を申し出るものとする。</p> <p>第2章 通信の運用</p> <p>■主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="156 550 1131 901"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第3節 通信施設の応急対応</td> <td>西日本電信電話株式会社、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ、KDDI株式会社</td> <td>1・2 重要通信の確保及び通信の途絶の解消</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	機関名	主な措置	第3節 通信施設の応急対応	西日本電信電話株式会社、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ、KDDI株式会社	1・2 重要通信の確保及び通信の途絶の解消	<p>(略)</p> <p>(2) 本部員会議</p> <p>イ 本部員会議の開催</p> <p>(オ) 本部員は会議の招集を必要と認めたときは、<u>総務部長</u>にその旨を申し出るものとする。</p> <p>第2章 通信の運用</p> <p>■主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="1153 550 2172 901"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第3節 通信施設の応急対応</td> <td>西日本電信電話株式会社、株式会社NTTドコモ、KDDI株式会社</td> <td>1・2 重要通信の確保及び通信の途絶の解消</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	機関名	主な措置	第3節 通信施設の応急対応	西日本電信電話株式会社、株式会社NTTドコモ、KDDI株式会社	1・2 重要通信の確保及び通信の途絶の解消
区 分	機関名	主な措置												
第3節 通信施設の応急対応	西日本電信電話株式会社、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ、KDDI株式会社	1・2 重要通信の確保及び通信の途絶の解消												
区 分	機関名	主な措置												
第3節 通信施設の応急対応	西日本電信電話株式会社、株式会社NTTドコモ、KDDI株式会社	1・2 重要通信の確保及び通信の途絶の解消												
88	<p>第3節 通信施設の応急措置</p> <p>2 株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ及びKDDI株式会社における措置</p>	<p>第3節 通信施設の応急措置</p> <p>2 株式会社NTTドコモ及びKDDI株式会社における措置</p>												
91	<p>第3章 情報の収集・伝達・広報</p> <p>■主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="156 1189 1131 1484"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第2節 被害状況等の収集・伝達</td> <td>市</td> <td>2(1)～(3) (略) (追加) 2(4) (略) (追加)</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	機関名	主な措置	第2節 被害状況等の収集・伝達	市	2(1)～(3) (略) (追加) 2(4) (略) (追加)	<p>第3章 情報の収集・伝達・広報</p> <p>■主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="1153 1189 2172 1484"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第2節 被害状況等の収集・伝達</td> <td>市</td> <td>2(1)～(3) (略) 2(4) 県及び消防庁への連絡先 2(5) (略) 2(6) 伝達要領 2(7) 被害状況等の相互伝達</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	機関名	主な措置	第2節 被害状況等の収集・伝達	市	2(1)～(3) (略) 2(4) 県及び消防庁への連絡先 2(5) (略) 2(6) 伝達要領 2(7) 被害状況等の相互伝達
区 分	機関名	主な措置												
第2節 被害状況等の収集・伝達	市	2(1)～(3) (略) (追加) 2(4) (略) (追加)												
区 分	機関名	主な措置												
第2節 被害状況等の収集・伝達	市	2(1)～(3) (略) 2(4) 県及び消防庁への連絡先 2(5) (略) 2(6) 伝達要領 2(7) 被害状況等の相互伝達												

小牧市地域防災計画－地震災害対策計画－（平成26年11月修正）

頁	現 行 （平成25年11月修正）	修 正 案		
92	<p>第1節 地震情報等の伝達</p> <p>3 市における措置</p> <p>(2) 地震情報を受領した<u>市長公室長</u>は、関係部次長と気象の状況及び通報の内容を検討し、必要と認めるものについては市長に報告するとともに、電話・庁内放送等により職員に伝達する。</p> <p>(3) 地震情報が発表されると予想される時期に停電した場合は、市役所の高度情報通信ネットワークを利用し、県から発表される地震情報等が遅滞なく受領できるようにする。</p> <p>(4) 各次課長は、<u>市長公室長</u>又は庁内放送により地震情報等の伝達を受けた場合は、速やかにその内容に応じた適切な措置を講じるとともに、必要により市民、市内の官公署、学校、その他関係先へ所要の連絡を行うものとし、主な方法は次による。</p> <p>(略)</p>	<table border="1" data-bbox="1160 172 2181 220"> <tr> <td data-bbox="1160 172 1377 220"></td> <td data-bbox="1377 172 2181 220">2(8) 被災者台帳の作成</td> </tr> </table> <p>第1節 地震情報等の伝達</p> <p>3 市における措置</p> <p>(2) 地震情報を受領した<u>総務部長</u>は、関係部次長と気象の状況及び通報の内容を検討し、必要と認めるものについては市長に報告するとともに、電話・庁内放送等により職員に伝達する。</p> <p>(3) 地震情報が発表されると予想される時期に停電した場合は、市役所の高度情報通信ネットワークを利用し、県から発表される地震情報等が遅滞なく受領できるようにする。</p> <p>(4) 各次課長は、<u>総務部長</u>又は庁内放送により地震情報等の伝達を受けた場合は、速やかにその内容に応じた適切な措置を講じるとともに、必要により市民、市内の官公署、学校、その他関係先へ所要の連絡を行うものとし、主な方法は次による。</p> <p>(略)</p>		2(8) 被災者台帳の作成
	2(8) 被災者台帳の作成			
94	<p>第2節 被害状況等の収集・伝達</p> <p>1 市の措置</p> <p>(追加)</p>	<p>第2節 被害状況等の収集・伝達</p> <p>1 市の措置</p> <p><u>(8) 被災者台帳の作成</u></p> <p><u>被災した住民に公平な支援を効率的に行い、支援漏れや、同種の支援・各種手続きの重複を避けるため、個々の被災者の被害の状況や支援の実施状況、支援における配慮事項等を一元的に集約した被災者台帳を整備し、その情報について関係部署間で共有・活用するよう努める。</u></p>		
96	<p>4 重要な情報の収集伝達</p> <p>(追加)</p>	<p>4 重要な情報の収集伝達</p> <p><u>(3) 市、県は被災した住民の生死や所在等、いわゆる安否情報について、その身を案ずる近親者、当該住民を雇用する企業、在籍する学校等からの照会に対</u></p>		

小牧市地域防災計画—地震災害対策計画—（平成26年11月修正）

頁	現 行 （平成25年11月修正）	修 正 案
101	<p>第4章 応援協力・派遣要請 第1節 応援協力 （追加）</p> <p>第2節 救援隊等による協力 1 県における措置（緊急消防援助隊等）</p> <p>県は、県内における大規模災害発生に際し、消防庁長官に対して、人命救助活動等に当たる緊急消防援助隊の応援、ヘリコプターによる広域航空消防応援等の援助要請を行うものとする。</p> <p>また、愛知県消防応援活動調整本部を県庁に設置し、緊急消防援助隊及び愛知県内広域消防相互応援協定に基づく消防活動の調整等を実施するとともに、「愛知県緊急消防援助隊受援計画」による的確な受入れ体制を早期に確立するものとする。</p> <p>なお、<u>東海地震及び東南海・南海地震</u>においては、消防庁がそれぞれの地震に対して策定する緊急消防援助隊運用方針及びアクションプランに基づき、本県の要請がなくとも緊急消防援助隊の出動が行われることから、同様な受入れ体制を確立するものとする。</p>	<p><u>応するため安否情報の収集に努める。</u></p> <p><u>ただし、安否情報の提供については、応急救助や施設の応急復旧等災害による被害拡大防止に直結する他の重要業務に支障を与えない範囲で行うとともに、実際の安否情報の提供にあたっては、被災住民及び第三者の権利権益を不当に侵害することのないよう配慮する。</u></p> <p>第4章 応援協力・派遣要請 第1節 応援協力 4 災害緊急事態</p> <p><u>内閣総理大臣が災害緊急事態の布告を発し、愛知県内が関係地域の全部又は一部となった場合、市、県をはじめ防災関係機関は政府が定める対処基本方針に基づき、応急対策を推進し、県の経済秩序を維持し、その他当該災害に係る重要な課題に適切に対応する。</u></p> <p>第2節 救援隊等による協力 1 県における措置（緊急消防援助隊等）</p> <p>県は、県内における大規模災害発生に際し、消防庁長官に対して、人命救助活動等に当たる緊急消防援助隊の応援、ヘリコプターによる広域航空消防応援等の援助要請を行うものとする。</p> <p>また、愛知県消防応援活動調整本部を県庁に設置し、緊急消防援助隊及び愛知県内広域消防相互応援協定に基づく消防活動の調整等を実施するとともに、「愛知県緊急消防援助隊受援計画」による的確な受入れ体制を早期に確立するものとする。</p> <p>なお、<u>南海トラフ地震</u>においては、消防庁がそれぞれの地震に対して策定する緊急消防援助隊運用方針及びアクションプランに基づき、本県の要請がなくとも緊急消防援助隊の出動が行われることから、同様な受入れ体制を確立するものとする。</p>

小牧市地域防災計画—地震災害対策計画—（平成26年11月修正）

頁	現 行 （平成25年11月修正）	修 正 案
103	<p>第3節 自衛隊の災害派遣</p> <p>2 災害派遣者（県知事）における措置</p> <p>（1）措置</p> <p>ア 災害派遣要請者は、市長又は関係機関の依頼を受けたとき、あるいは依頼がない場合でも周辺市町村の被害、震度状況、通信の状況等の全般状況から判断し、明らかに要請の必要があると認めるときは、直ちに<u>関係自衛隊の長</u>に対して派遣要請の手続きをとる。</p> <p>また、災害派遣を要請した場合並びに要請が予想される場合で、特に自衛隊との連絡を密にする必要があると認めるときは、あらかじめ自衛隊連絡幹部の派遣を要請し、情報の交換、部隊の派遣等に関し連絡調整を図る。</p> <p>イ 災害派遣要請者は、市長又は関係機関の撤収要請依頼を受けたときは、速やかに撤収を行う。</p> <p>3 市における措置</p> <p>（1）市長は、自ら保有する手段では対応が困難と判断し自衛隊の災害派遣を必要と認めるときには、速やかに災害派遣要請者に対して災害派遣要請依頼書（様式第58号）により自衛隊の災害派遣要請を依頼する。</p> <p>この場合において、市長は、その旨及び当該市の地域に係る災害の状況を<u>関係自衛隊の長</u>に対して必要に応じ通知する。</p>	<p>第3節 自衛隊の災害派遣</p> <p>2 災害派遣者（県知事）における措置</p> <p>（1）措置</p> <p>ア 災害派遣要請者は、市長又は関係機関の依頼を受けたとき、あるいは依頼がない場合でも周辺市町村の被害、震度状況、通信の状況等の全般状況から判断し、明らかに要請の必要があると認めるときは、直ちに<u>関係自衛隊</u>に対して派遣要請の手続きをとる。</p> <p>また、災害派遣を要請した場合並びに要請が予想される場合で、特に自衛隊との連絡を密にする必要があると認めるときは、あらかじめ自衛隊連絡幹部の派遣を要請し、情報の交換、部隊の派遣等に関し連絡調整を図る。</p> <p>イ 災害派遣要請者は、市長又は関係機関の長の撤収要請依頼を受けたときは、速やかに撤収を行う。</p> <p>3 市における措置</p> <p>（1）市長は、自ら保有する手段では対応が困難と判断し自衛隊の災害派遣を必要と認めるときには、速やかに災害派遣要請者に対して災害派遣要請依頼書（様式第58号）により自衛隊の災害派遣要請を依頼する。</p> <p>この場合において、市長は、その旨及び当該市の地域に係る災害の状況を<u>関係自衛隊</u>に対して必要に応じ通知する。</p>
108	<p>第5章 救出・救助対策</p> <p>■基本方針</p> <p>○ 救出に当たっては、<u>災害時要援護者</u>を優先する。</p>	<p>第5章 救出・救助対策</p> <p>■基本方針</p> <p>○ 救出に当たっては、<u>要配慮者</u>を優先する。</p>
109	<p>第1節 救出・救助活動</p>	<p>第1節 救出・救助活動</p>

頁	現 行 （平成25年11月修正）	修 正 案																																
118	<p>2 市における措置</p> <p>(5) 消防署における救助、救急の活動体制</p> <p>ア 地震発生当初は当務の消防署員による各署周辺の救助、救急活動を行うことを原則とする。さらに、大規模な要救助事案の発見等、被害の拡大に応じた救助、救急体制確立を図るものとする。</p> <p>イ 活動の優先は、次の優先性を総合的に判断して決定するものとし、軽症者等人命に直接影響のない者については、できる限り自主的な処置を行わせるものとする。</p> <p>(ア) 火災現場付近の優先</p> <p>(イ) 重傷者の優先</p> <p>(ウ) 多数人命危険対象施設の優先</p> <p>(エ) <u>災害時要援護者の優先</u></p> <p>第7章 医療救護・防疫・保健衛生対策</p> <p>■主な機関の応急活動</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">機関名</th> <th style="width: 30%;">発災</th> <th style="width: 20%;">3日</th> <th style="width: 20%;">1週間</th> <th style="width: 20%;">復旧対応期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">市</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○<u>地域災害医療対策会議への参画</u> ○<u>医療救護所の設置等、地域の医療体制確保</u> ○<u>近隣市町・県に対する応援要請</u> (略) </td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>■主な機関の措置</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">区 分</th> <th style="width: 15%;">機関名</th> <th style="width: 70%;">主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1節 医療救護</td> <td>市</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 2(1) <u>地域災害医療対策会議への参画</u> 2(2) <u>医療救護所の設置等、地域の医療体制確保</u> 2(3) <u>近隣市町・県に対する応援要請</u> </td> </tr> </tbody> </table>	機関名	発災	3日	1週間	復旧対応期	市	<ul style="list-style-type: none"> ○<u>地域災害医療対策会議への参画</u> ○<u>医療救護所の設置等、地域の医療体制確保</u> ○<u>近隣市町・県に対する応援要請</u> (略) 				区 分	機関名	主な措置	第1節 医療救護	市	<ul style="list-style-type: none"> 2(1) <u>地域災害医療対策会議への参画</u> 2(2) <u>医療救護所の設置等、地域の医療体制確保</u> 2(3) <u>近隣市町・県に対する応援要請</u> 	<p>2 市における措置</p> <p>(5) 消防署における救助、救急の活動体制</p> <p>ア 地震発生当初は当務の消防署員による各署周辺の救助、救急活動を行うことを原則とする。さらに、大規模な要救助事案の発見等、被害の拡大に応じた救助、救急体制確立を図るものとする。</p> <p>イ 活動の優先は、次の優先性を総合的に判断して決定するものとし、軽症者等人命に直接影響のない者については、できる限り自主的な処置を行わせるものとする。</p> <p>(ア) 火災現場付近の優先</p> <p>(イ) 重傷者の優先</p> <p>(ウ) 多数人命危険対象施設の優先</p> <p>(エ) <u>要配慮者の優先</u></p> <p>第7章 医療救護・防疫・保健衛生対策</p> <p>■主な機関の応急活動</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">機関名</th> <th style="width: 30%;">発災</th> <th style="width: 20%;">3日</th> <th style="width: 20%;">1週間</th> <th style="width: 20%;">復旧対応期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">市</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○<u>医療救護所の設置等、地域の医療体制確保</u> ○<u>地域災害医療対策会議への参画</u> (削除) (略) </td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>■主な機関の措置</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">区 分</th> <th style="width: 15%;">機関名</th> <th style="width: 70%;">主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1節 医療救護</td> <td>市</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 2(1) <u>医療救護所の設置等、地域の医療体制確保</u> 2(2) <u>地域災害医療対策会議への参画</u> (削除) </td> </tr> </tbody> </table>	機関名	発災	3日	1週間	復旧対応期	市	<ul style="list-style-type: none"> ○<u>医療救護所の設置等、地域の医療体制確保</u> ○<u>地域災害医療対策会議への参画</u> (削除) (略) 				区 分	機関名	主な措置	第1節 医療救護	市	<ul style="list-style-type: none"> 2(1) <u>医療救護所の設置等、地域の医療体制確保</u> 2(2) <u>地域災害医療対策会議への参画</u> (削除)
機関名	発災	3日	1週間	復旧対応期																														
市	<ul style="list-style-type: none"> ○<u>地域災害医療対策会議への参画</u> ○<u>医療救護所の設置等、地域の医療体制確保</u> ○<u>近隣市町・県に対する応援要請</u> (略) 																																	
区 分	機関名	主な措置																																
第1節 医療救護	市	<ul style="list-style-type: none"> 2(1) <u>地域災害医療対策会議への参画</u> 2(2) <u>医療救護所の設置等、地域の医療体制確保</u> 2(3) <u>近隣市町・県に対する応援要請</u> 																																
機関名	発災	3日	1週間	復旧対応期																														
市	<ul style="list-style-type: none"> ○<u>医療救護所の設置等、地域の医療体制確保</u> ○<u>地域災害医療対策会議への参画</u> (削除) (略) 																																	
区 分	機関名	主な措置																																
第1節 医療救護	市	<ul style="list-style-type: none"> 2(1) <u>医療救護所の設置等、地域の医療体制確保</u> 2(2) <u>地域災害医療対策会議への参画</u> (削除) 																																

小牧市地域防災計画－地震災害対策計画－（平成26年11月修正）

頁	現 行 （平成25年11月修正）	修 正 案
119	<p>第1節 医療救護</p> <p>2 市における措置</p> <p>(1) 市は、県が設置する地域災害医療対策会議に参画して、情報の共有を図る。</p> <p>(2) 市は、自らの公的医療機関において医療活動を行うほか、医療救護所を設置し、必要に応じて<u>地区医師会、地区歯科医師会、地区薬剤師会等</u>に対して協力を求め、地域の医療体制確保に努めるものとする。</p> <p>(3) 必要に応じて<u>近隣の市町村</u>に応援を求めるほか、<u>県</u>に対し応援を求め<u>応急措置を実施する。</u></p>	<p>第1節 医療救護</p> <p>2 市における措置</p> <p>(1) 市は、県が設置する地域災害医療対策会議に参画して、<u>管内の医療ニーズや医療救護活動を報告するとともに、関係機関との情報の共有を図り、また、必要に応じて医療チーム等の派遣や医薬品供給等の支援を要請する。</u></p> <p>(2) 市は、自らの公的医療機関において医療活動を行うほか、医療救護所を設置し、必要に応じて<u>地元医師会、地元歯科医師会、地元薬剤師会等</u>に対して協力を求め、地域の医療体制確保に努める<u>とともに、管内の避難所等における医療ニーズの把握に努めるものとする。</u></p> <p>(3) 必要に応じて<u>医療チーム等の派遣や医薬品供給等の支援を要請する。</u></p>
120	<p>9 医薬品その他の保健衛生材料の確保</p> <p>(1) 医薬品その他衛生材料の調達は、市民病院及び薬剤師会が調達することを原則とし、現地において調達できない場合は、<u>県</u>に調達を要請する。</p> <p>(追加)</p>	<p>9 医薬品その他の保健衛生材料の確保</p> <p>(1) 医薬品その他衛生材料の調達は、市民病院及び薬剤師会が調達することを原則とし、現地において調達できない場合は、<u>2次医療圏ごとに設置される地域災害医療対策会議</u>に調達を要請する。</p> <p>(2) <u>地域災害医療対策会議は、災害発生後、圏内の医薬品等販売業者の被害状況を速やかに把握するとともに、市から医薬品等について調達の要請を受けた場合は、圏内の医薬品等販売業者に対し供給を要請する。圏内での調達が不可能な場合は、災害医療調整本部に調達を要請する。</u></p> <p>(3) <u>災害医療調整本部は、災害発生後、医薬品等販売業者の被害状況を速やかに把握するとともに、愛知県医薬品卸協同組合、中部衛生材料協同組合、愛知県医療機器販売業協会、一般社団法人日本産業・医療ガス協会東海地域本部及び東海歯科用品商協同組合愛知県支部に、医薬品等の供給を要請する。</u></p> <p>(4) <u>県薬剤師会は市または県の要請に基づき医薬品等の供給及び支援薬剤師の派遣に協力する。</u></p>

小牧市地域防災計画—地震災害対策計画—（平成26年11月修正）

頁	現 行 （平成25年11月修正）	修 正 案												
121	<p>10 医療機関等における活動の支援 県看護協会は、医療救護活動を行う医療機関において看護師確保が困難な場合の看護師派遣、<u>救護所</u>における医療救護及び避難所等における生活支援・健康管理等の看護活動を行う看護職の派遣に協力する。</p> <p>第2節 防疫・衛生関係</p> <p>5 健康管理 (2) <u>災害時要援護者</u>の健康状態には特段の配慮を行うとともに、必要に応じ福祉施設等への入所、介護職員等の派遣等を実施する。</p> <p>第2節 防疫・衛生関係</p> <p>7 避難所の生活環境管理 (1) 避難者及び給食従事者の健康状態を調査するとともに、飲料水については、特に滅菌して使用する。 (2) <u>避難所の生活環境を確保及び衛生状態の保持のため、し尿処理等の衛生指導を行う。</u></p>	<p><u>(5)、(6)、(7)、(8)</u></p> <p>10 医療機関等における活動の支援 県看護協会は、医療救護活動を行う医療機関において看護師確保が困難な場合の看護師派遣、<u>医療救護所</u>における医療救護及び避難所等における生活支援・健康管理等の看護活動を行う看護職の派遣に協力する。</p> <p>第2節 防疫・衛生関係</p> <p>5 健康管理 (2) <u>要配慮者</u>の健康状態には特段の配慮を行うとともに、必要に応じ福祉施設等への入所、介護職員等の派遣等を実施する。</p> <p>7 避難所の生活衛生管理 (1) 避難者及び給食従事者の健康状態を調査するとともに、飲料水については、特に滅菌して使用する。 <u>(2) 避難所の生活環境を確保し、衛生状態の保持に努める。</u></p>												
123	<p>第8章 地域安全・交通・緊急輸送対策</p> <p>■主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="156 1133 1142 1468"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第2節 交通対策</td> <td>警察</td> <td> <u>1(1) 交通規制の内容</u> <u>1(2) 交通規制の方法</u> <u>1(3) 信号機の滅灯対策</u> <u>1(4) 交通情報の提供</u> (追加) </td> </tr> </tbody> </table>	区 分	機関名	主な措置	第2節 交通対策	警察	<u>1(1) 交通規制の内容</u> <u>1(2) 交通規制の方法</u> <u>1(3) 信号機の滅灯対策</u> <u>1(4) 交通情報の提供</u> (追加)	<p>第8章 地域安全・交通・緊急輸送対策</p> <p>■主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="1164 1133 2161 1468"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第2節 交通対策</td> <td>警察</td> <td> <u>1(1) 緊急交通路の確保</u> <u>1(2) 緊急交通路の通行を認める車両の分類</u> <u>1(3) 交通規制の実施</u> <u>1(4) 強制排除措置</u> <u>1(5) 緊急通行車両の確認等</u> <u>1(6) 大震災発生時の交通規制計画</u> </td> </tr> </tbody> </table>	区 分	機関名	主な措置	第2節 交通対策	警察	<u>1(1) 緊急交通路の確保</u> <u>1(2) 緊急交通路の通行を認める車両の分類</u> <u>1(3) 交通規制の実施</u> <u>1(4) 強制排除措置</u> <u>1(5) 緊急通行車両の確認等</u> <u>1(6) 大震災発生時の交通規制計画</u>
区 分	機関名	主な措置												
第2節 交通対策	警察	<u>1(1) 交通規制の内容</u> <u>1(2) 交通規制の方法</u> <u>1(3) 信号機の滅灯対策</u> <u>1(4) 交通情報の提供</u> (追加)												
区 分	機関名	主な措置												
第2節 交通対策	警察	<u>1(1) 緊急交通路の確保</u> <u>1(2) 緊急交通路の通行を認める車両の分類</u> <u>1(3) 交通規制の実施</u> <u>1(4) 強制排除措置</u> <u>1(5) 緊急通行車両の確認等</u> <u>1(6) 大震災発生時の交通規制計画</u>												

小牧市地域防災計画－地震災害対策計画－（平成26年11月修正）

頁	現 行 （平成25年11月修正）	修 正 案
		<p>1 (7) エリア交通規制</p> <p>1 (8) 交通情報の収集及び提供</p>
124	<p>第1節 地域安全対策</p> <p>(4) <u>社団法人愛知県警備業協会</u>に対する出動要請</p> <p>警察本部長は、警戒活動を円滑に実施するため<u>社団法人愛知県警備業協会</u>との「災害時における交通の確保等の業務に関する協定」に基づき警備員の出動要請を行うものとする。</p>	<p>第1節 地域安全対策</p> <p>(4) <u>一般社団法人愛知県警備業協会</u>に対する出動要請</p> <p>警察本部長は、警戒活動を円滑に実施するため<u>一般社団法人愛知県警備業協会</u>との「災害時における交通の確保等の業務に関する協定」に基づき警備員の出動要請を行うものとする。</p>
125	<p>第2節 交通対策</p> <p>1 警察における措置</p> <p>(1) <u>交通規制の内容</u></p> <p>ア <u>緊急交通路の確保</u></p> <p>(ア) <u>交通規制の実施</u></p> <p><u>警察は、現場警察官、関係機関及び交通管制施設等の活用により、交通状況及び使用可能な道路を迅速に把握し、交通規制対象路線等から、規制路線の選定及び区間の指定を行い、一般車両を対象とした通行禁止等の交通規制を実施する。</u></p> <p>① <u>第1次</u></p> <p>a <u>道路交通法に基づく警察署長及び高速道路交通警察隊長並びに現場警察官による交通規制を行う。</u></p> <p>b <u>災害対策基本法に基づく交通規制を行う。</u></p> <p>c <u>道路交通法に基づく交通規制を行う。</u></p> <p>② <u>第2次</u></p> <p><u>被害発生後の被災地の状況に応じて、被害状況、緊急度、重要度等を考慮した交通規制の見直しを行う。</u></p> <p><u>(イ) 路上放置車両等に対する措置</u></p>	<p>第2節 交通対策</p> <p>1 県警察における措置</p> <p>(1) <u>緊急交通路の確保</u></p> <p>ア <u>人命救助、災害の拡大防止、政府・自治体・インフラ関係、負傷者搬送等に要する人員及び物資の輸送を優先した交通規制を行う。</u></p> <p>イ <u>緊急交通路として交通規制を実施する場合は、道路の交通容量（復旧状況）、交通量等に応じて段階的に見直しを行う。</u></p> <p>ウ <u>通行を認める車両の範囲は、交通状況、被災地のニーズ等を踏まえ、優先度を考慮しつつ段階的に行う。</u></p>

小牧市地域防災計画—地震災害対策計画—（平成26年11月修正）

頁	現 行 （平成25年11月修正）	修 正 案																				
	<p>① 災害対策基本法に基づく通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、同法第76条の3の規定に基づき、次の措置をすることができる。</p> <p>a その車両の運転者等に対し車両移動等の必要な措置を命じること。</p> <p>b 運転者等が命じられた措置をとらなかつたり、現場にいないために措置をとることを命じることができないときに警察官が自らその措置をとること。この場合、やむを得ない限度において車両等を破損すること。</p> <p>② 警察官の措置命令では車両等の移動ができないとき、社団法人日本自動車連盟中部本部愛知県支部との「災害時における車両等の除去活動についての協定」に基づきレッカー車等による車両等の除去活動の協力を要請することができる。</p> <p>(ウ) その他</p> <p>警察は、緊急交通路の障害物の除去について、市、道路管理者、消防機関及び自衛隊等と協力し、状況に応じて必要な措置をとる。</p> <p>交通規制対象路線 関係分</p> <table border="1" data-bbox="168 1085 1131 1476"> <thead> <tr> <th>路線名</th> <th>起点</th> <th>終点</th> <th>距離 (km)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東名・名神高速道路</td> <td>豊川 IC (静岡県境)</td> <td>一宮 IC (岐阜県境)</td> <td>106.4</td> </tr> <tr> <td>中央自動車道</td> <td>小牧東 IC (岐阜県境)</td> <td>小牧 JCT</td> <td>10.8</td> </tr> <tr> <td>名古屋高速</td> <td colspan="2">全 線</td> <td>69.2</td> </tr> <tr> <td>国道 41 号</td> <td>東区泉 (高岡交差点)</td> <td>犬山氏大字善師野 (岐阜県境)</td> <td>27.8</td> </tr> </tbody> </table>	路線名	起点	終点	距離 (km)	東名・名神高速道路	豊川 IC (静岡県境)	一宮 IC (岐阜県境)	106.4	中央自動車道	小牧東 IC (岐阜県境)	小牧 JCT	10.8	名古屋高速	全 線		69.2	国道 41 号	東区泉 (高岡交差点)	犬山氏大字善師野 (岐阜県境)	27.8	
路線名	起点	終点	距離 (km)																			
東名・名神高速道路	豊川 IC (静岡県境)	一宮 IC (岐阜県境)	106.4																			
中央自動車道	小牧東 IC (岐阜県境)	小牧 JCT	10.8																			
名古屋高速	全 線		69.2																			
国道 41 号	東区泉 (高岡交差点)	犬山氏大字善師野 (岐阜県境)	27.8																			

小牧市地域防災計画—地震災害対策計画—（平成26年11月修正）

頁	現 行 （平成25年11月修正）	修 正 案													
	<p>ウ <u>被災地周辺の交通規制</u> <u>被害状況等により、その周辺の主要箇所において、一般車両を対象とする通行禁止規制等必要な措置を行う。</u></p> <p>エ <u>広範囲な交通規制</u> <u>必要により、周辺の警察とともに、広範囲な交通規制を行う。</u></p> <p>オ <u>その他の交通規制</u> <u>道路のき裂、損壊、橋の落下、その他交通に支障のある箇所については、被災現場で活動する警察官又は道路管理者が発見の都度、危険防止のための交通規制を実施する。</u></p> <p><u>(2) 交通規制の方法</u> <u>大地震発生時の交通規制は、災害対策基本法第76条及び道路交通法第4条、第5条及び第6条により行うこととし、災害対策基本法による場合は、同法施行令第32条に基づく交通規制標示の設置、道路管理者及び関係公安委員会への通知を行うものとする。</u></p> <p><u>(3) 信号機の滅灯対策</u> <u>信号機が停電等により滅灯した場合は、信号機電源付加装置、可搬式信号機等を活用する等の滅灯対策を実施し、災害時における交通の安全を確保する。</u></p> <p><u>(4) 交通情報の提供</u> <u>交通情報板等を活用し、交通規制及び道路の被災状況等に係る情報提供を実施する。</u></p>	<p><u>(2) 緊急交通路の通行を認める車両の分類</u></p> <table border="1" data-bbox="1164 702 2172 1045"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>態様</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>緊急通行車両</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 緊急自動車 緊急自動車のほか、災害応急対策に使用される車両 </td> </tr> <tr> <td>規制除外車両</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 災害対策に従事する自衛隊、米軍及び外交官関係の車両であって特別のナンバープレートを有しているもの 上記のほか、民間事業者等による社会経済活動のうち災害発生時に優先すべきものに使用される車両 </td> </tr> </tbody> </table> <p><u>(3) 交通規制の実施</u></p> <table border="1" data-bbox="1164 1244 2172 1476"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>態様</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>初期対応</td> <td> <table border="1"> <tr> <td>交通情報の収集</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 道路の損壊状況、交通状況等の交通情報の収集に努め、特に緊急交通路に予定されている道路の状況は、通行に支障がない </td> </tr> </table> </td> </tr> </tbody> </table>		分類	態様	緊急通行車両	<ul style="list-style-type: none"> 緊急自動車 緊急自動車のほか、災害応急対策に使用される車両 	規制除外車両	<ul style="list-style-type: none"> 災害対策に従事する自衛隊、米軍及び外交官関係の車両であって特別のナンバープレートを有しているもの 上記のほか、民間事業者等による社会経済活動のうち災害発生時に優先すべきものに使用される車両 	分類	態様	初期対応	<table border="1"> <tr> <td>交通情報の収集</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 道路の損壊状況、交通状況等の交通情報の収集に努め、特に緊急交通路に予定されている道路の状況は、通行に支障がない </td> </tr> </table>	交通情報の収集	<ul style="list-style-type: none"> 道路の損壊状況、交通状況等の交通情報の収集に努め、特に緊急交通路に予定されている道路の状況は、通行に支障がない
分類	態様														
緊急通行車両	<ul style="list-style-type: none"> 緊急自動車 緊急自動車のほか、災害応急対策に使用される車両 														
規制除外車両	<ul style="list-style-type: none"> 災害対策に従事する自衛隊、米軍及び外交官関係の車両であって特別のナンバープレートを有しているもの 上記のほか、民間事業者等による社会経済活動のうち災害発生時に優先すべきものに使用される車両 														
分類	態様														
初期対応	<table border="1"> <tr> <td>交通情報の収集</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 道路の損壊状況、交通状況等の交通情報の収集に努め、特に緊急交通路に予定されている道路の状況は、通行に支障がない </td> </tr> </table>	交通情報の収集	<ul style="list-style-type: none"> 道路の損壊状況、交通状況等の交通情報の収集に努め、特に緊急交通路に予定されている道路の状況は、通行に支障がない 												
交通情報の収集	<ul style="list-style-type: none"> 道路の損壊状況、交通状況等の交通情報の収集に努め、特に緊急交通路に予定されている道路の状況は、通行に支障がない 														

小牧市地域防災計画—地震災害対策計画—（平成26年11月修正）

頁	現 行 （平成25年11月修正）	修 正 案	
			<p>か優先的に確認する。</p> <p>・道路の損壊が認められる場所においては、警察署長による交通規制又は現場の警察官の指示により、歩行者及び車両の安全を確保しつつ、道路管理者等と連携し、道路情報の収集を行う。</p> <p>緊急交通路の指定等に係る連絡及び調整</p> <p>・<u>災対法第76条第1項の規定に基づく交通規制の実施に向け、緊急交通路の指定又は検問体制に係る関係機関との連携及び調整を行う。</u></p> <p>なお、必要に応じて警察署長による交通規制又は現場の警察官の指示により、被災区域への車両の流入規制を行う。</p>
		<p>第一局面（災害発生直後）</p>	<p>・<u>緊急通行車両及び規制除外車両（民間事業者等による社会経済活動に使用される車両のうち、人命救助及び輸送施設等の応急復旧に必要な車両に限る。）以外の車両については、原則として、第一局面での緊急交通路の通行を禁止する。</u></p> <p>・<u>交通規制の方法は、災害対策基本法施行規則（昭和37年総理府令第52号）別記様式第2の標示を設置して行う。</u></p> <p>なお、信号機の滅灯等がある場合は、信号機電源付加装置の活用等に配慮する。</p>
		<p>第二局面（交通容</p>	<p>第一局面において交通規制の対象として車両について、</p>

小牧市地域防災計画—地震災害対策計画—（平成26年11月修正）

頁	現 行 （平成25年11月修正）	修 正 案	
	(追加)	<p><u>量は十分ではないが、第一局面で通行可能な車両以外の車両も可能となった局面</u></p>	<p><u>必要に応じた見直しを図る。</u></p>
	(追加)		<p>(4) 強制排除措置</p> <p><u>ア 緊急交通路を確保するため必要な場合は、緊急通行車両の通行の支障となる車両その他の物件の撤去等の措置等を行う。</u></p> <p><u>イ 緊急通行車両の通行の支障となる車両その他の物件の撤去等の措置命令に従わない場合又は当該車両その他の物件の運転者等が現場にいないことから措置命令をすることができない場合は、警察官自ら当該措置を行うことができる。この場合、やむを得ない限度で当該措置に係る車両その他の物件を破損することができる。</u></p> <p><u>ウ 警察官の措置命令では車両等の移動ができないとき、一般社団法人日本自動車連盟中部本部愛知支部との「災害時における車両等の除去活動についての協定」に基づきレッカー車等による車両等の除去活動の協力を要請することができる。</u></p> <p>(5) 緊急通行車両の確認等</p> <p><u>ア 県公安委員会が災害対策基本法第76条の規定により、緊急通行車両以外の車両について通行の禁止又は制限を行った場合、県又は県公安委員会は、同法施行令第33条の規定により緊急通行車両の確認を行う。</u></p> <p><u>イ 緊急通行車両であることの確認を受けようとする車両の使用人は、「緊急通行車両等確認届出書」を県又は県公安委員会の事務担当部局等に提出するものとする。</u></p> <p><u>ウ 緊急通行車両であると認定したときは、県又は県公安委員会は、「緊急通行車両証明書」を、標章とともに申請者に交付する。</u></p>

小牧市地域防災計画—地震災害対策計画—（平成26年11月修正）

頁	現 行 （平成25年11月修正）	修 正 案
	<p>(追加)</p> <p>(追加)</p> <p>(追加)</p> <p>(追加)</p>	<p><u>エ 規制除外車両に対する確認事務については、県公安委員会が行う。</u></p> <p>(6) <u>大震災発生時の交通規制計画</u></p> <p><u>大規模な地震が発生した際には、高速道路等に交通規制を実施し緊急交通路として災害応急対策車両等の通行を確保する。</u></p> <p>(7) <u>エリア交通規制</u></p> <p><u>被害状況等により県内を名古屋・尾張エリア及び三河エリアに二分し、被害が集中したエリアに対してその境界及び県境において交通の状況に応じた交通の抑制、広報活動等を行う。</u></p> <p>(8) <u>交通情報の収集及び提供</u></p> <p><u>交通管制機器、交通情報板等を活用した交通規制及び道路の被災状況等に係る情報の収集及び提供を行う。</u></p> <p>(9) <u>大震災発生時の交通規制計画</u></p> <p><u>大規模な地震が発生した際には、高速道路等に交通規制を実施し、緊急通行路として災害応急対策車両等の通行を確保する。</u></p>
127	<p>4 緊急通行車両の確認等</p> <p>(1) <u>緊急通行車両の確認</u></p> <p><u>県公安委員会が災害対策基本法第76条の規定により、緊急通行車両以外の車両について通行の禁止又は制限を行った場合、県又は県公安委員会は、同法施行令第33条の規定により緊急通行車両の確認を行う。</u></p> <p>(2) <u>緊急通行車両の届出</u></p> <p><u>緊急通行車両であることの確認を受けようとする車両の使用者は、「緊急通行車両等確認届出書」を、県又は県公安委員会の事務担当部局等に提出するものとする。</u></p> <p>(3) <u>緊急通行車両の標章及び証明書の交付</u></p> <p><u>緊急通行車両であると認定したときは、県又は県公安委員会は、「緊急通行車両確認証明書」を、標章とともに申請者に交付する。</u></p>	<p>(削除)</p>

頁	現 行 （平成25年11月修正）	修 正 案																																										
132	<p>5 相互協力 (略)</p> <p>第10章 避難者・帰宅困難者対策</p> <p>■基本方針</p> <p>○ 市は、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、外国人等の<u>災害時要援護者</u>への支援体制を整備するものとする。</p> <p>■主な機関の応急活動</p> <table border="1" data-bbox="156 651 1124 769"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>発災</th> <th>3日</th> <th>1週間</th> <th>復旧対応期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市</td> <td colspan="4">○<u>災害時要援護者</u>の安否確認・避難誘導</td> </tr> </tbody> </table> <p>■主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="156 868 1124 1452"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">第1節 避難の勧告・指示</td> <td>市</td> <td>2(1) (略) (追加) 2(2) 報告(災害対策基本法第60条第3項) 2(3)、(4) (略)</td> </tr> <tr> <td>県(知事又は知事の命を受けた職員)</td> <td>4(1)、(2) (略) (追加) 4(3)、(4)</td> </tr> <tr> <td>第3節 <u>災害時要援護者対策</u></td> <td>市</td> <td>1(1) <u>要援護者</u>の安否確認・避難誘導 (追加)</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	発災	3日	1週間	復旧対応期	市	○ <u>災害時要援護者</u> の安否確認・避難誘導				区 分	機関名	主な措置	第1節 避難の勧告・指示	市	2(1) (略) (追加) 2(2) 報告(災害対策基本法第60条第3項) 2(3)、(4) (略)	県(知事又は知事の命を受けた職員)	4(1)、(2) (略) (追加) 4(3)、(4)	第3節 <u>災害時要援護者対策</u>	市	1(1) <u>要援護者</u> の安否確認・避難誘導 (追加)	<p>4 相互協力 (略)</p> <p>第10章 避難者・帰宅困難者対策</p> <p>■基本方針</p> <p>○ 市は、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、外国人等の<u>要援護者</u>への支援体制を整備するものとする。</p> <p>■主な機関の応急活動</p> <table border="1" data-bbox="1164 651 2132 769"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>発災</th> <th>3日</th> <th>1週間</th> <th>復旧対応期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市</td> <td colspan="4">○<u>避難行動要支援者</u>の安否確認・避難誘導</td> </tr> </tbody> </table> <p>■主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="1164 868 2132 1452"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">第1節 避難の勧告・指示</td> <td>市</td> <td>2(1) (略) 2(2) <u>知事等への助言の要求</u> 2(3) 報告(災害対策基本法第60条第4項) 2(4)～(5) (略)</td> </tr> <tr> <td>県(知事又は知事の命を受けた職員)</td> <td>4(1)、(2) (略) 4(3) <u>市長への助言</u> 4(4)、(5)</td> </tr> <tr> <td>第3節 <u>要配慮者支援対策</u></td> <td>市</td> <td>1(1) <u>避難行動要支援者</u>の安否確認・避難誘導 1(2) <u>避難行動要支援者の避難支援</u></td> </tr> </tbody> </table>	機関名	発災	3日	1週間	復旧対応期	市	○ <u>避難行動要支援者</u> の安否確認・避難誘導				区 分	機関名	主な措置	第1節 避難の勧告・指示	市	2(1) (略) 2(2) <u>知事等への助言の要求</u> 2(3) 報告(災害対策基本法第60条第4項) 2(4)～(5) (略)	県(知事又は知事の命を受けた職員)	4(1)、(2) (略) 4(3) <u>市長への助言</u> 4(4)、(5)	第3節 <u>要配慮者支援対策</u>	市	1(1) <u>避難行動要支援者</u> の安否確認・避難誘導 1(2) <u>避難行動要支援者の避難支援</u>
機関名	発災	3日	1週間	復旧対応期																																								
市	○ <u>災害時要援護者</u> の安否確認・避難誘導																																											
区 分	機関名	主な措置																																										
第1節 避難の勧告・指示	市	2(1) (略) (追加) 2(2) 報告(災害対策基本法第60条第3項) 2(3)、(4) (略)																																										
	県(知事又は知事の命を受けた職員)	4(1)、(2) (略) (追加) 4(3)、(4)																																										
第3節 <u>災害時要援護者対策</u>	市	1(1) <u>要援護者</u> の安否確認・避難誘導 (追加)																																										
機関名	発災	3日	1週間	復旧対応期																																								
市	○ <u>避難行動要支援者</u> の安否確認・避難誘導																																											
区 分	機関名	主な措置																																										
第1節 避難の勧告・指示	市	2(1) (略) 2(2) <u>知事等への助言の要求</u> 2(3) 報告(災害対策基本法第60条第4項) 2(4)～(5) (略)																																										
	県(知事又は知事の命を受けた職員)	4(1)、(2) (略) 4(3) <u>市長への助言</u> 4(4)、(5)																																										
第3節 <u>要配慮者支援対策</u>	市	1(1) <u>避難行動要支援者</u> の安否確認・避難誘導 1(2) <u>避難行動要支援者の避難支援</u>																																										

小牧市地域防災計画－地震災害対策計画－（平成26年11月修正）

頁	現 行 （平成25年11月修正）	修 正 案
133	<p>1 (2)～(5) (略) (追加)</p> <p>第1節 避難の勧告・指示 2 市における措置 (1) 避難の勧告又は指示 地震の発生に伴う災害により、人命及び身体の保護又は災害の拡大防止のため特に必要があると認められる時は、市長は、避難の勧告又は指示を行うものとする。 なお、当該災害の発生により、市長が避難のための立退き勧告等の事務を全部又は大部分実施できないときは、災害対策基本法第60条第5項の規定に基づき、知事が市長に代わってその事務を実施するものとする。 市長が不在のときは、地方自治法第152条第1項及び小牧市長の職務を代理する副市長の順序を定める規則により、副市長等が避難の勧告又は指示を行う。 (追加)</p> <p>(2) 報告（災害対策基本法第60条第3項）</p>	<p>1 (3)～(6) (略) 1 (7) 外国人への情報の提供と収集</p> <p>第1節 避難の勧告・指示 2 市における措置 (1) 避難の勧告又は指示 地震の発生に伴う災害により、人命及び身体の保護又は災害の拡大防止のため特に必要があると認められる時は、市長は、避難の勧告又は指示を行うものとする。 なお、当該災害の発生により、市長が避難のための立退き勧告等の事務を全部又は大部分実施できないときは、災害対策基本法第60条第5項の規定に基づき、知事が市長に代わってその事務を実施するものとする。 市長が不在のときは、地方自治法第152条第1項及び小牧市長の職務を代理する副市長の順序を定める規則により、副市長等が避難の勧告又は指示を行う。 <u>また、住民の迅速かつ円滑な避難を実現するため、一般住民に対して避難準備を呼びかけるとともに、要配慮者に早めの段階で避難行動を開始することを求める避難準備（要配慮者避難）情報を伝達する。</u> <u>なお、周囲の被害状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、屋内での待避等の安全確保に関する措置を指示することができる。</u> (2) 知事等への助言の要求 <u>市長は、避難のために立退きを勧告し、もしくは指示し、又は屋内での待避等の安全確保措置を指示しようとする場合において必要があると認めるときは、指定行政機関の長もしくは指定地方行政機関の長又は知事に対して助言を求めることができる。</u> (3) 報告（災害対策基本法第60条第4項）</p>

小牧市地域防災計画—地震災害対策計画—（平成26年11月修正）

頁	現 行 （平成25年11月修正）	修 正 案
134	<p>(3)、(4)（略）</p> <p>4 県（知事又は知事の命を受けた職員）における措置 （追加）</p> <p>(3)、(4)</p> <p>(5) 広域一時滞在に係る協議等 県は、県域を越える避難について、避難先である都道府県と協議を行う。 （追加） また、県は災害により市町村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合であって、避難の必要があると認める場合には、市町村に代わって協議を行う。 （追加）</p> <p>5 警察（警察官）における (2) 法第61条による指示 市長による避難指示ができないと認めるとき、又は市長から要求があったときは、警察官は必要と認める地域の居住者、滞在者その他に対し、避難のための立ち退きを指示する。</p> <p>(3) 報告・通知等 (2) の場合（通知及び報告・法第 61 条第 2 項及び 3 項）</p> <p>8 避難の措置と周知 避難の勧告もしくは指示をした者又は機関は、速やかに関係各機関に連絡するとともに、当該地域の住民に対してその内容の周知を図るものとする。</p>	<p>(4)、(5)（略）</p> <p>4 県（知事又は知事の命を受けた職員）における措置 (3) <u>市長への助言</u> 知事は、市長から避難のための立ち退きの勧告等に際し助言を求められた場合は、必要な助言を行う。</p> <p>(4)、(5)</p> <p>(6) 広域一時滞在に係る協議等 県は、県域を越える避難について、避難先である都道府県と協議を行う。県は、市から求められたときは、広域一時滞在に関する事項について助言を行う。 また、県は災害により市町村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合であって、避難の必要があると認める場合には、市町村に代わって協議を行う。<u>（県もその全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合、必要に応じて国が協議等を代行する。）</u></p> <p>5 警察（警察官）における (2) 法第61条による指示 市長による避難指示ができないと認めるとき、<u>もしくは屋内での待避等の安全確保措置を指示することができないと認めるとき、</u>又は市長から要求があったときは、警察官は必要と認める地域の居住者、滞在者その他に対し、避難のための立ち退き<u>又は屋内での待避等の安全確保措置</u>を指示する。</p> <p>(3) 報告・通知等 (2) の場合（通知及び報告・法第 61 条第 3 項及び 4 項）</p> <p>8 避難の措置と周知 避難の勧告若しくは指示をした者又は機関は、速やかに関係各機関に連絡するとともに、当該地域の住民に対してその内容の周知を図るものとする。<u>また、</u></p>

小牧市地域防災計画—地震災害対策計画—（平成26年11月修正）

頁	現 行 （平成25年11月修正）	修 正 案				
135	<p>9 避難の誘導等</p> <p>（3）<u>災害時要援護者</u>の情報把握については、社会福祉施設を含め、民生委員や地域住民と連携して行うものとする。</p> <p>第2節 避難所の開設</p> <table border="1" data-bbox="156 555 1128 651"> <tr> <td>実施担当</td> <td>生活交流課、教育総務課、学校教育課、市民センター、関係各課</td> </tr> </table>	実施担当	生活交流課、教育総務課、学校教育課、市民センター、関係各課	<p>市長はインターネットを利用して不特定多数の者に情報を提供するポータルサイトを運営する事業者に対し、<u>情報提供の協力を求めることができる。</u></p> <p>9 避難の誘導等</p> <p>（3）<u>避難行動要支援者</u>の情報把握については、社会福祉施設を含め、民生委員や地域住民と連携して行うものとする。</p> <p>第2節 避難所の開設</p> <table border="1" data-bbox="1164 555 2136 651"> <tr> <td>実施担当</td> <td>協働推進課、教育総務課、学校教育課、市民センター、関係各課</td> </tr> </table>	実施担当	協働推進課、教育総務課、学校教育課、市民センター、関係各課
実施担当	生活交流課、教育総務課、学校教育課、市民センター、関係各課					
実施担当	協働推進課、教育総務課、学校教育課、市民センター、関係各課					
136	<p>2 市における措置</p> <p>（2）多様な避難所の確保</p> <p><u>災害時要援護者に配慮して、被災地以外の地域にあるものを含め、民間賃貸住宅旅館・ホテル等を避難所として借り上げる等、多様な避難所の確保に努めるものとする。</u></p> <p>3 避難所の指定</p> <p>市は、<u>次の事項を勘案して、あらかじめ避難所を選定し、当該避難所の所有者又は管理者の承諾を得た上で、指定するものとする。</u></p>	<p>2 市における措置</p> <p>（2）多様な避難所の確保</p> <p><u>要配慮者に配慮して、被災地以外の地域にあるものを含め、民間賃貸住宅旅館・ホテル等を避難所として借り上げる等、多様な避難所の確保に努めるものとする</u></p> <p>3 避難所の指定</p> <p>市は、<u>あらかじめ災害対策基本法施行令に基づいて避難所を指定し、当該避難所の所有者又は管理者の承諾を得る。その際、次の事項を十分に勘案することとする。</u></p>				
137	<p>4 避難所の運営</p> <p>（7）避難所に<u>災害時要援護者</u>がいることを認めた場合は、民生委員、自主防災組織、地域奉仕団、ボランティア等の協力を得て、速やかに適切な措置をとること。</p> <p>なお、必要に応じて福祉施設への入所、保健師、ホームヘルパー等によ</p>	<p>4 避難所の運営</p> <p>（7）避難所に<u>要配慮者</u>がいることを認めた場合は、民生委員、自主防災組織、地域奉仕団、ボランティア等の協力を得て、速やかに適切な措置をとること。</p> <p>なお、必要に応じて福祉施設への入所、保健師、ホームヘルパー等による支援を行うこと。</p>				

小牧市地域防災計画－地震災害対策計画－（平成26年11月修正）

頁	現 行 （平成25年11月修正）	修 正 案
138	<p>る支援を行うこと。</p> <p>(9) <u>災害が収まって、家屋の被害や電気、水道、ガス等のライフラインの機能低下により生活が困難になった在宅被災者に対して、避難所において生活支援を行うこと。</u></p> <p>第3節 災害時要援護者支援対策</p> <p>1 市における措置</p> <p>(1) <u>要援護者の安否確認・避難誘導</u></p> <p>地域住民、自主防災組織、民生委員等の避難支援者の協力を得つつ、要援護者へ情報伝達を行うとともに、安否確認・避難誘導を実施するものとする。</p> <p>(追加)</p>	<p>(9) <u>避難所のハード面の問題や他の避難者との関係等から、自宅での生活を余儀なくされる要配慮者や、健常者であっても災害が収まった後に家屋の被害や電気、水道、ガス等のライフラインの機能低下により生活が困難となった在宅避難者に対して、その避難生活の環境整備に必要な措置を講じること。</u></p> <p>第3節 要配慮者支援対策</p> <p>1 市における措置</p> <p>(1) <u>避難行動要支援者の安否確認・避難誘導</u></p> <p>地域住民、自主防災組織、民生委員等の避難支援者の協力を得つつ、<u>避難行動要支援者</u>へ情報伝達を行うとともに、安否確認・避難誘導を実施するものとする。</p> <p>(2) <u>避難行動要支援者の避難支援</u></p> <p>ア <u>避難のための情報伝達</u></p> <p><u>要配慮者のうち、災害時において自ら避難することが困難であって、円滑かつ迅速な避難の確保の観点で特に支援を要する避難行動要支援者に対しては、防災無線や広報車、携帯端末の緊急速報メール、SNS等のインターネットサービスを通じた情報提供など複数の手段を組み合わせるとともに、障がい者等にあってはその障がい区分等に配慮した多様な手段を用いて情報伝達を行う。</u></p> <p>イ <u>避難行動要支援者の避難支援</u></p> <p><u>平常時から名簿情報を提供することに同意した避難行動要支援者については、名簿情報に基づいて避難支援を行う。その際、避難支援等関係者の安全の確保、名簿情報の提供を受けた者に係る守秘義務等の措置を講じる。</u></p> <p><u>また平常時から名簿情報を提供することに不同意であった者についても、可能な範囲で避難支援を行うよう、避難支援等関係者その他の者に協力を求めるものとする。</u></p> <p>ウ <u>避難行動要支援者の安否確認</u></p>

小牧市地域防災計画—地震災害対策計画—（平成26年11月修正）

頁	現 行 （平成25年11月修正）	修 正 案				
139	<p>(2) 避難所・在宅等における福祉ニーズの把握と福祉人材の確保 市は被災した<u>要援護者</u>の生活状況と福祉ニーズを把握し、必要な専門的人材を確保し、サービスチームを結成してニーズに応じたサービスを提供する。</p> <p>(3) 福祉避難所の設置等 自宅や福祉施設が被災した<u>要援護者</u>について、福祉避難所への移送や、被災を免れた社会福祉施設等への緊急入所等、適切な支援を実施するものとする。</p> <p>(4)、(5) (略)</p> <p>(6) 外国人への情報提供 国際交流協会や各種ボランティア団体と連携し、<u>語学ボランティアを避難所等に派遣するとともに、災害情報や支援情報等の外国語による情報提供を図る。</u></p>	<p><u>避難行動要支援者の安否確認を行う際には、避難行動要支援者名簿を有効に活用する。</u></p> <p>エ <u>避難場所以降の避難行動要支援者への対応</u> <u>地域の実情や特性を踏まえつつ、名簿情報について避難場所等の責任者に引き継ぐとともに、必要に応じて避難支援等関係者とともに避難場所から避難所への移送を行うこと。また、その移送方法や見守り体制について整えておくものとする。</u></p> <p>(3) 避難所・在宅等における福祉ニーズの把握と福祉人材の確保 市は被災した<u>要配慮者</u>の生活状況と福祉ニーズを把握し、必要な専門的人材を確保し、ニーズに応じたサービスを提供するものとする。</p> <p>(4) 福祉避難所の設置等 自宅や福祉施設が被災した<u>要配慮者</u>について、福祉避難所への移送や、被災を免れた社会福祉施設等への緊急入所等、適切な支援を実施するものとする。</p> <p>(5)、(6) (略)</p> <p>(7) <u>外国人への情報の提供と収集</u> 市国際交流協会、各種ボランティア団体や外国人集住都市会議と連携し、<u>通訳ボランティア等を避難所等に派遣し、災害情報や支援情報等の提供を行うとともに必要な支援情報を収集する。</u></p>				
140	<p>第11章 水・食品・生活必需品等の供給 第2節 食品の供給</p> <table border="1" data-bbox="156 1276 1079 1327"> <tr> <td>実施担当</td> <td>収税課、<u>収納対策室</u>、福祉課、農政課</td> </tr> </table>	実施担当	収税課、 <u>収納対策室</u> 、福祉課、農政課	<p>第11章 水・食品・生活必需品等の供給 第2節 食品の供給</p> <table border="1" data-bbox="1164 1276 2087 1327"> <tr> <td>実施担当</td> <td>収税課、<u>債権回収特別対策室</u>、福祉総務課、農政課</td> </tr> </table>	実施担当	収税課、 <u>債権回収特別対策室</u> 、福祉総務課、農政課
実施担当	収税課、 <u>収納対策室</u> 、福祉課、農政課					
実施担当	収税課、 <u>債権回収特別対策室</u> 、福祉総務課、農政課					
143	<p>4 米穀の原料調達</p> <p>(3) 市長は、緊急に必要とする場合は電話等により知事に依頼することができ</p>	<p>4 米穀の原料調達</p> <p>(3) 市長は、緊急に必要とする場合は電話等により知事に依頼することができ</p>				

小牧市地域防災計画—地震災害対策計画—（平成26年11月修正）

頁	現 行 （平成25年11月修正）	修 正 案												
144	<p>きるほか、通信途絶等の場合には、<u>農林水産省</u>に要請を行うことができる。ただし、いずれの場合も、事後、速やかに知事に報告するものとする。</p> <p>第3節 生活必需物資の供給</p> <table border="1" data-bbox="156 363 1079 411"> <tr> <td>実施担当</td> <td>福祉課</td> </tr> </table>	実施担当	福祉課	<p>るほか、通信途絶等の場合には、<u>農林水産省（生産局）</u>に要請を行うことができる。ただし、いずれの場合も、事後、速やかに知事に報告するものとする。</p> <p>第3節 生活必需物資の供給</p> <table border="1" data-bbox="1164 363 2087 411"> <tr> <td>実施担当</td> <td>福祉総務課</td> </tr> </table>	実施担当	福祉総務課								
実施担当	福祉課													
実施担当	福祉総務課													
145	<p>第12章 環境汚染防止及び廃棄物処理対策</p> <p>■主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="156 555 1131 801"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第2節 廃棄物処理 計画</td> <td>市</td> <td>2(1) <u>災害廃棄物処理計画</u>の策定 2(2) 処理体制の確立 2(3) ごみ収集処分の方法 2(4) し尿収集処分の方法</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	機関名	主な措置	第2節 廃棄物処理 計画	市	2(1) <u>災害廃棄物処理計画</u> の策定 2(2) 処理体制の確立 2(3) ごみ収集処分の方法 2(4) し尿収集処分の方法	<p>第12章 環境汚染防止及び廃棄物処理対策</p> <p>■主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="1164 555 2139 801"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第2節 廃棄物処理 計画</td> <td>市</td> <td>2(1) <u>災害廃棄物処理実行計画</u>の策定 2(2) 処理体制の確立 2(3) ごみ収集処分の方法 2(4) し尿収集処分の方法</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	機関名	主な措置	第2節 廃棄物処理 計画	市	2(1) <u>災害廃棄物処理実行計画</u> の策定 2(2) 処理体制の確立 2(3) ごみ収集処分の方法 2(4) し尿収集処分の方法
区 分	機関名	主な措置												
第2節 廃棄物処理 計画	市	2(1) <u>災害廃棄物処理計画</u> の策定 2(2) 処理体制の確立 2(3) ごみ収集処分の方法 2(4) し尿収集処分の方法												
区 分	機関名	主な措置												
第2節 廃棄物処理 計画	市	2(1) <u>災害廃棄物処理実行計画</u> の策定 2(2) 処理体制の確立 2(3) ごみ収集処分の方法 2(4) し尿収集処分の方法												
146	<p>第2節 廃棄物処理計画</p> <p>2 市における措置</p> <p>(1) <u>災害廃棄物処理計画</u>の策定</p> <p>災害対策基本法（昭和36年法律第223号。）に基づく「環境省防災業務計画」により、市は災害廃棄物等の広域的な処理計画を作成する等、廃棄物処理に係る災害時における応急体制を確保する必要があるため、<u>震災廃棄物対策指針（平成10年10月：旧厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課）</u>を参考に、市は被災状況を調査し、震災廃棄物の発生量を推定するとともに、災害廃棄物処理実施計画を策定して、迅速に処理を進める。</p> <p>(図中)</p>	<p>第2節 廃棄物処理計画</p> <p>2 市における措置</p> <p>(1) <u>災害廃棄物処理実行計画</u>の策定</p> <p>災害対策基本法（昭和36年法律第223号。）に基づく「環境省防災業務計画」により、市は災害廃棄物等の広域的な処理計画を作成する等、廃棄物処理に係る災害時における応急体制を確保する必要があるため、<u>災害廃棄物対策指針（平成26年3月：環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部）</u>を参考に、市は被災状況を調査し、震災廃棄物の発生量を推定するとともに、災害廃棄物処理実施計画を策定して、迅速に処理を進める。</p> <p>(図中)</p>												
147	<table border="1" data-bbox="156 1337 519 1375"> <tr> <td>(社) 愛知県産業廃棄物協会</td> </tr> </table> <p>2 応援協力関係</p>	(社) 愛知県産業廃棄物協会	<table border="1" data-bbox="1164 1337 1554 1375"> <tr> <td>(一社) 愛知県産業廃棄物協会</td> </tr> </table> <p>2 応援協力関係</p>	(一社) 愛知県産業廃棄物協会										
(社) 愛知県産業廃棄物協会														
(一社) 愛知県産業廃棄物協会														

小牧市地域防災計画—地震災害対策計画—（平成26年11月修正）

頁	現 行 （平成25年11月修正）	修 正 案																																																				
152	<p>（追加）市は、自ら廃棄物処理が困難な場合、他市町村又は関係団体や県へ廃棄物処理又はこれに要する資機材につき応援を要請する。また、これらについて応援要請があった場合は協力するものとする。</p> <p>第14章 交通施設の応急対策 第1節 道路施設対策 （2）道路、橋りょう等の緊急復旧 道路、橋りょう等の被害状況を把握し、応急復旧計画を樹立し緊急復旧に努める。</p>	<p>市は、地震等の災害が発生した場合に備えて、平成26年1月1日付けで「災害時の一般廃棄物処理及び下水処理に係る相互応援に関する協定」を愛知県と県下全市町村及び下水管理者と締結している。市は、自ら廃棄物処理が困難な場合、協定に基づき他市町村又は関係団体や県へ廃棄物処理又はこれに要する資機材につき応援を要請する。また、これらについて応援要請があった場合は協力するものとする。</p> <p>第14章 交通施設の応急対策 第1節 道路施設対策 （2）道路、橋りょう等の緊急復旧 道路、橋りょう等の被害状況を把握し、<u>道路啓開ルート</u>を確保するとともに応急復旧計画を樹立し緊急復旧に努める。</p>																																																				
161	<p>第16章 住宅対策 ■主な機関の応急活動</p> <table border="1" data-bbox="156 890 1124 1136"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>発災</th> <th>3日</th> <th>1週間</th> <th>復旧対応期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市</td> <td colspan="4">《<u>応急危険度判定の実施</u>》</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="4">○<u>応急危険度判定実施本部</u>の設置</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="4">○<u>応急危険度判定活動</u>の実施</td> </tr> </tbody> </table> <p>■主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="156 1232 1124 1465"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1節 <u>被災宅地の応急危険度判定</u></td> <td>市</td> <td>2(1) <u>応急危険度判定実施本部</u>の設置 2(2) <u>応急危険度判定活動</u>の実施</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	発災	3日	1週間	復旧対応期	市	《 <u>応急危険度判定の実施</u> 》					○ <u>応急危険度判定実施本部</u> の設置					○ <u>応急危険度判定活動</u> の実施				区 分	機関名	主な措置	第1節 <u>被災宅地の応急危険度判定</u>	市	2(1) <u>応急危険度判定実施本部</u> の設置 2(2) <u>応急危険度判定活動</u> の実施	<p>第16章 住宅対策 ■主な機関の応急活動</p> <table border="1" data-bbox="1164 890 2132 1136"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>発災</th> <th>3日</th> <th>1週間</th> <th>復旧対応期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市</td> <td colspan="4">《<u>被災建築物応急危険度判定の実施</u>》</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="4">○<u>被災建築物応急危険度判定実施本部</u>等の設置</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="4">○<u>判定活動</u>の実施</td> </tr> </tbody> </table> <p>■主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="1164 1232 2132 1465"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1節 <u>被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定</u></td> <td>市</td> <td>2(1) 実施本部の設置 2(2) 判定活動の実施</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	発災	3日	1週間	復旧対応期	市	《 <u>被災建築物応急危険度判定の実施</u> 》					○ <u>被災建築物応急危険度判定実施本部</u> 等の設置					○ <u>判定活動</u> の実施				区 分	機関名	主な措置	第1節 <u>被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定</u>	市	2(1) 実施本部の設置 2(2) 判定活動の実施
機関名	発災	3日	1週間	復旧対応期																																																		
市	《 <u>応急危険度判定の実施</u> 》																																																					
	○ <u>応急危険度判定実施本部</u> の設置																																																					
	○ <u>応急危険度判定活動</u> の実施																																																					
区 分	機関名	主な措置																																																				
第1節 <u>被災宅地の応急危険度判定</u>	市	2(1) <u>応急危険度判定実施本部</u> の設置 2(2) <u>応急危険度判定活動</u> の実施																																																				
機関名	発災	3日	1週間	復旧対応期																																																		
市	《 <u>被災建築物応急危険度判定の実施</u> 》																																																					
	○ <u>被災建築物応急危険度判定実施本部</u> 等の設置																																																					
	○ <u>判定活動</u> の実施																																																					
区 分	機関名	主な措置																																																				
第1節 <u>被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定</u>	市	2(1) 実施本部の設置 2(2) 判定活動の実施																																																				

小牧市地域防災計画－地震災害対策計画－（平成26年11月修正）

頁	現 行 （平成25年11月修正）	修 正 案
162	<p>第1節 被災建築物・被災宅地の応急危険度判定</p> <p>(1) <u>応急危険度判定実施本部</u>の設置 <u>応急危険度判定</u>を実施するに当たり、市災害対策本部の中に<u>応急危険度判定実施本部</u>（以下「実施本部」という。）を設置する。 実施本部は、判定実施計画を作成し、必要に応じて県の<u>応急危険度判定支援本部</u>へ支援要請を行う。</p> <p>(2) <u>応急危険度判定活動</u>の実施 実施本部は、判定士、資機材等の確保をし、<u>応急危険度判定活動</u>を実施する。</p> <p>第2節 被災住宅等の調査</p> <p>1 市における措置</p> <p>市は、地震災害のため住家に被害が生じた場合、<u>り災証明の発行</u>、公共賃貸住宅等への入居、応急仮設住宅の建設、住宅の応急修理、障害物の除去及び被災者生活再建支援金の給付等に必要な次の調査を実施する。</p>	<p>第1節 被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定</p> <p>(1) <u>実施本部</u>の設置 <u>判定</u>を実施するに当たり、市災害対策本部の中に<u>被災建築物応急危険度判定実施本部</u>及び<u>被災宅地危険度判定実施本部</u>（以下「実施本部」という。）を設置する。 実施本部は、判定実施計画を作成し、必要に応じて県の<u>応急危険度判定支援本部</u>へ支援要請を行う。</p> <p>(2) <u>判定活動</u>の実施 実施本部は、判定士、資機材等の確保をし、<u>判定活動</u>を実施する。</p> <p>第2節 被災住宅等の調査</p> <p>1 市における措置</p> <p>市は、地震災害のため住家に被害が生じた場合、<u>罹災証明書の交付</u>、公共賃貸住宅等への入居、応急仮設住宅の建設、住宅の応急修理、障害物の除去及び被災者生活再建支援金の給付等に必要な次の調査を実施する。</p>
163	<p>第4節 応急仮設住宅の建設</p> <p>2 市における措置</p> <p>(2) 応急仮設住宅の建設</p> <p>ア 建設の規模及び費用の限度</p> <p>(ア) 一戸当たりの建設面積及び費用は、災害救助法施行細則に定める基準とする。ただし、世帯構成人数、その他により基準運用が困難な場合は、県において市と調整を図ったうえで増加することができる。</p> <p>(イ) 建設資材の県外調達により、限度額の施行が困難な場合は<u>厚生労働大臣</u>の承認を受けて当該輸送費を別枠とする。</p>	<p>第4節 応急仮設住宅の建設</p> <p>2 市における措置</p> <p>(2) 応急仮設住宅の建設</p> <p>ア 建設の規模及び費用の限度</p> <p>(ア) 一戸当たりの建設面積及び費用は、災害救助法施行細則に定める基準とする。ただし、世帯構成人数、その他により基準運用が困難な場合は、県において市と調整を図ったうえで増加することができる。</p> <p>(イ) 建設資材の県外調達により、限度額の施行が困難な場合は<u>内閣総理大臣</u>の承認を受けて当該輸送費を別枠とする。</p>

小牧市地域防災計画—地震災害対策計画—（平成26年11月修正）

頁	現 行 （平成25年11月修正）	修 正 案
165	<p>イ 建設の時期 災害発生の日から原則として20日以内に着工するものとする。ただし、大災害等の事由により期間内に着工できない場合は、事前に<u>厚生労働大臣の承認を受けて必要最小限度の期間を延長するものとする。</u></p> <p>(略)</p> <p>(4) 被災者の収容及び管理運営</p> <p>イ 入居者の選定 応急仮設住宅の入居者の選定については、県が行う救助の補助として当市に委託し、当市がこれを行う。 なお、収容にあたっては<u>災害時要援護者</u>に十分配慮する。</p> <p>第5節 住宅の応急修理</p> <p>2 市における措置</p> <p>(1) 応急修理の実施</p> <p>エ 修理の期間 地震災害が発生してから、1ヶ月以内に完了するものとする。ただし、交通機関の途絶その他特殊な事情により期間内に修理できない場合は、事前に<u>厚生労働大臣の承認を受けて必要最小限の期間を延長するものとする。</u></p> <p>第6節 障害物の除去</p> <p>1 市における措置</p> <p>(1) 障害物の除去</p> <p>エ 除去の期間 災害が発生してから10日以内に完了するものとする。ただし、交通機関の途絶その他特殊な事情により期間内に除去ができない場合は、事前に<u>厚生労働大臣の同意を得て、必要最小限の期間を延長するものとする。</u></p>	<p>イ 建設の時期 災害発生の日から原則として20日以内に着工するものとする。ただし、大災害等の事由により期間内に着工できない場合は、事前に<u>内閣総理大臣の同意を得て必要最小限度の期間を延長するものとする。</u></p> <p>(略)</p> <p>(4) 被災者の収容及び管理運営</p> <p>イ 入居者の選定 応急仮設住宅の入居者の選定については、県が行う救助の補助として当市に委託し、当市がこれを行う。 なお、収容にあたっては<u>要配慮者</u>に十分配慮する。</p> <p>第5節 住宅の応急修理</p> <p>2 市における措置</p> <p>(1) 応急修理の実施</p> <p>エ 修理の期間 地震災害が発生してから、1ヶ月以内に完了するものとする。ただし、交通機関の途絶その他特殊な事情により期間内に修理できない場合は、事前に<u>内閣総理大臣の承認を受けて必要最小限の期間を延長するものとする。</u></p> <p>第6節 障害物の除去</p> <p>1 市における措置</p> <p>(1) 障害物の除去</p> <p>エ 除去の期間 災害が発生してから10日以内に完了するものとする。ただし、交通機関の途絶その他特殊な事情により期間内に除去ができない場合は、事前に<u>内閣総理大臣の同意を得て、必要最小限の期間を延長するものとする。</u></p>

頁	現 行 （平成25年11月修正）	修 正 案												
173	<p>第4編 災害復旧 第1章 民生安定のための緊急措置 ■基本方針</p> <p>○ 災害により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、あるいは住居、家財が損壊して極度の混乱状態にある場合、市は<u>災害救助法</u>を適用し、人心の安定と社会秩序の保全を図るとともに関係機関、団体等と協力して民生安定のための緊急措置を講ずる。</p> <p>○ 被災者の早期生活再建を支援するため、市は住家の被害状況調査の結果に基づき、税の減免、各種手数料・使用料の減免、各種貸付金、融資の支援、保険等の支払いを受けるために必要となる<u>災証明</u>について、早期に被災者に交付するものとする。</p> <p>■主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="152 938 1133 1184"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1節 義援金その他資金等による支援</td> <td>市</td> <td>1 (1) 義援金品の受付、配分 1 (2) 災害弔慰金、災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付け (追加)</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	機関名	主な措置	第1節 義援金その他資金等による支援	市	1 (1) 義援金品の受付、配分 1 (2) 災害弔慰金、災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付け (追加)	<p>第4編 災害復旧 第1章 民生安定のための緊急措置 ■基本方針</p> <p>○ 災害により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、あるいは住居、家財が損壊して極度の混乱状態にある場合、市は<u>災害救助法等</u>を適用し、人心の安定と社会秩序の保全を図るとともに関係機関、団体等と協力して民生安定のための緊急措置を講ずる。</p> <p>○ 被災者の早期生活再建を支援するため、市は住家の被害状況調査の結果に基づき、税の減免、各種手数料・使用料の減免、各種貸付金、融資の支援、保険等の支払いを受けるために必要となる<u>罹災証明書</u>について、<u>その交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結等を計画的に進めるなど、交付に必要な業務の実施体制の整備に努め、</u>早期に被災者に交付するものとする。</p> <p>■主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="1160 938 2141 1184"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1節 義援金その他資金等による支援</td> <td>市</td> <td>1 (1) 義援金品の受付、配分 1 (2) 災害弔慰金、災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付け 1 (3) <u>罹災証明書の交付等</u></td> </tr> </tbody> </table>	区 分	機関名	主な措置	第1節 義援金その他資金等による支援	市	1 (1) 義援金品の受付、配分 1 (2) 災害弔慰金、災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付け 1 (3) <u>罹災証明書の交付等</u>
区 分	機関名	主な措置												
第1節 義援金その他資金等による支援	市	1 (1) 義援金品の受付、配分 1 (2) 災害弔慰金、災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付け (追加)												
区 分	機関名	主な措置												
第1節 義援金その他資金等による支援	市	1 (1) 義援金品の受付、配分 1 (2) 災害弔慰金、災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付け 1 (3) <u>罹災証明書の交付等</u>												
174	<p>第1節 義援金その他資金等による支援 1 市における措置 (追加)</p>	<p>第1節 義援金その他資金等による支援 1 市における措置 <u>(3) 罹災証明書の交付等</u> <u>市は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、罹災証明書の交付の体制を確立し、遅滞なく、住家等の被</u></p>												

小牧市地域防災計画—地震災害対策計画—（平成26年11月修正）

頁	現 行 （平成25年11月修正）	修 正 案
182	<p>3 県社会福祉協議会における措置（生活福祉資金の貸付）</p> <p>「生活福祉資金貸付制度要綱」により災害を受けた低所得世帯に対し、その経済自立と生活意欲の助長促進を図り、安定した生活を営ませるため一世帯当たり150万円を貸付上限額の目安として災害援護資金を貸付け民生委員による必要な援助・指導を行う。</p> <p>ただし、「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づく<u>災害援護資金</u>の貸付け対象となる世帯は原則として、この資金の貸付けを行わないものとする。実施主体は、愛知県社会福祉協議会である。</p> <p>第3章 震災復興都市計画の決定手続</p> <p>第2節 第二次建築制限</p> <p>2 被災市街地復興推進地域の都市計画決定</p> <p>建築基準法第84条の区域指定の後、市が<u>都市計画</u>に、被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）第5条第1項の規定による被災市街地復興推進地域を<u>定めるものとする。</u></p> <p>復興推進地域が決定されると、無秩序な建築等による防災上及び環境上、不良な市街地の再生を防止するため、一定期間（災害の発生した日から最長2年以内の日まで）、建築行為等の制限が行われる。</p> <p>第5編 東海地震に関する事前対策</p> <p>第2章 災害対策本部の設置等</p> <p>第2節 警戒宣言発令時の情報伝達</p>	<p><u>害の程度を調査し、被災者に罹災証明書を交付する。</u></p> <p><u>また、必要に応じて個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めるものとする。</u></p> <p>3 県社会福祉協議会における措置（生活福祉資金の貸付）</p> <p>「生活福祉資金貸付制度要綱」により災害を受けた低所得世帯に対し、その経済自立と生活意欲の助長促進を図り、安定した生活を営ませるため一世帯当たり150万円を貸付上限額の目安として災害援護資金を貸付け民生委員による必要な援助・指導を行う。</p> <p>ただし、「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づく<u>福祉資金</u>の貸付け対象となる世帯は原則として、この資金の貸付けを行わないものとする。</p> <p>実施主体は、愛知県社会福祉協議会である。</p> <p>第3章 震災復興都市計画の決定手続</p> <p>第2節 第二次建築制限</p> <p>2 被災市街地復興推進地域の都市計画決定</p> <p>建築基準法第84条の区域指定の後、市は、被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）第5条第1項の規定による被災市街地復興推進地域を<u>都市計画</u>に定める。</p> <p>復興推進地域が決定されると、無秩序な建築等による防災上及び環境上、不良な市街地の再生を防止するため、一定期間（災害の発生した日から最長2年以内の日まで）、建築行為等の制限が行われる。</p> <p>第5編 東海地震に関する事前対策</p> <p>第2章 災害対策本部の設置等</p> <p>第2節 警戒宣言発令時の情報伝達</p>

頁	現 行 （平成25年11月修正）	修 正 案												
187	<p>1 警戒宣言等の情報伝達 （図中） 県（本庁） 県警本部</p>	<p>1 警戒宣言等の情報伝達 （図中） 愛知県（本庁） 愛知県警察本部</p>												
191	<p>第4節 警戒宣言後の避難状況等に関する情報の収集、伝達等 1 収集・伝達系統 （図中） 県警本部</p>	<p>第4節 警戒宣言後の避難状況等に関する情報の収集、伝達等 1 収集・伝達系統 （図中） 愛知県警察本部</p>												
193	<p>第3章 発災に備えた資機材、人員等の配備手配 ■主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="152 756 1133 1098"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第2節 災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配備</td> <td>西日本電信電話株式会社、株式会社 エヌ・ティ・ティ・ドコモ、KDDI 株式会社</td> <td>6 (1) 復旧用資機材、車両等の確保等 6 (2) 応急復旧体制の確立</td> </tr> </tbody> </table> <p>第1節 主要食料、医薬品、住宅等の確保 実施担当 福祉課、農政課、商工観光課、建築課、市民病院</p>	区 分	機関名	主な措置	第2節 災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配備	西日本電信電話株式会社、株式会社 エヌ・ティ・ティ・ドコモ、KDDI 株式会社	6 (1) 復旧用資機材、車両等の確保等 6 (2) 応急復旧体制の確立	<p>第3章 発災に備えた資機材、人員等の配備手配 ■主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="1160 756 2141 1098"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第2節 災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配備</td> <td>西日本電信電話株式会社、株式会社 NTT ドコモ、KDDI 株式会社</td> <td>6 (1) 復旧用資機材、車両等の確保等 6 (2) 応急復旧体制の確立</td> </tr> </tbody> </table> <p>第1節 主要食料、医薬品、住宅等の確保 実施担当 福祉総務課、農政課、商工振興課、建築課、市民病院</p>	区 分	機関名	主な措置	第2節 災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配備	西日本電信電話株式会社、株式会社 NTT ドコモ、KDDI 株式会社	6 (1) 復旧用資機材、車両等の確保等 6 (2) 応急復旧体制の確立
区 分	機関名	主な措置												
第2節 災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配備	西日本電信電話株式会社、株式会社 エヌ・ティ・ティ・ドコモ、KDDI 株式会社	6 (1) 復旧用資機材、車両等の確保等 6 (2) 応急復旧体制の確立												
区 分	機関名	主な措置												
第2節 災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配備	西日本電信電話株式会社、株式会社 NTT ドコモ、KDDI 株式会社	6 (1) 復旧用資機材、車両等の確保等 6 (2) 応急復旧体制の確立												
196	<p>第2節 災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配備 6 西日本電信電話（株）、（株）エヌ・ティ・ティ・ドコモ及びKDDI（株）における措置 （1）西日本電信電話（株）、（株）エヌ・ティ・ティ・ドコモ及びKDDI（株）</p>	<p>第2節 災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配備 6 西日本電信電話（株）、（株）NTTドコモ及びKDDI（株）における措置 （1）西日本電信電話（株）、（株）NTTドコモ及びKDDI（株）は、東海地震</p>												

小牧市地域防災計画—地震災害対策計画—（平成26年11月修正）

頁	現 行 （平成25年11月修正）	修 正 案																		
197	<p>は、東海地震注意情報を受けた場合、災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、あらかじめ配備してある復旧用資機材、車両等の所在及び数量の確認、広域応援計画に基づく必要な手配を実施するものとする。</p> <p>(2) あらかじめ定めている要員により応急復旧体制をとる。</p> <p>第4章 発災に備えた直前対策</p> <p>■主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="152 507 1133 898"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1節 避難対策</td> <td>市</td> <td>1 (1)～(5) (略) 1 (6) <u>災害時要援護者に対する支援・配慮</u> 6 (2) 応急復旧体制の確立</td> </tr> <tr> <td>第9節 金融関係</td> <td>東海財務局、 日本銀行名 古屋支店</td> <td>1 預金取扱金融機関への措置 1 保険会社への措置 <u>1 火災共済協同組合への措置</u> <u>1 証券会社への措置</u></td> </tr> </tbody> </table>	区 分	機関名	主な措置	第1節 避難対策	市	1 (1)～(5) (略) 1 (6) <u>災害時要援護者に対する支援・配慮</u> 6 (2) 応急復旧体制の確立	第9節 金融関係	東海財務局、 日本銀行名 古屋支店	1 預金取扱金融機関への措置 1 保険会社への措置 <u>1 火災共済協同組合への措置</u> <u>1 証券会社への措置</u>	<p>注意情報を受けた場合、災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、あらかじめ配備してある復旧用資機材、車両等の所在及び数量の確認、広域応援計画に基づく必要な手配を実施するものとする。</p> <p>(2) あらかじめ定めている要員により応急復旧体制をとる。</p> <p>第4章 発災に備えた直前対策</p> <p>■主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="1160 507 2141 898"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1節 避難対策</td> <td>市</td> <td>1 (1)～(5) (略) 1 (6) <u>要配慮者に対する支援・配慮</u> 6 (2) 応急復旧体制の確立</td> </tr> <tr> <td>第9節 金融関係</td> <td>東海財務局、日本 銀行名古屋支店</td> <td>1 預金取扱金融機関への措置 1 保険会社への措置 <u>1 証券会社への措置</u> <u>1 電子債権記録機関への措置</u></td> </tr> </tbody> </table>	区 分	機関名	主な措置	第1節 避難対策	市	1 (1)～(5) (略) 1 (6) <u>要配慮者に対する支援・配慮</u> 6 (2) 応急復旧体制の確立	第9節 金融関係	東海財務局、日本 銀行名古屋支店	1 預金取扱金融機関への措置 1 保険会社への措置 <u>1 証券会社への措置</u> <u>1 電子債権記録機関への措置</u>
区 分	機関名	主な措置																		
第1節 避難対策	市	1 (1)～(5) (略) 1 (6) <u>災害時要援護者に対する支援・配慮</u> 6 (2) 応急復旧体制の確立																		
第9節 金融関係	東海財務局、 日本銀行名 古屋支店	1 預金取扱金融機関への措置 1 保険会社への措置 <u>1 火災共済協同組合への措置</u> <u>1 証券会社への措置</u>																		
区 分	機関名	主な措置																		
第1節 避難対策	市	1 (1)～(5) (略) 1 (6) <u>要配慮者に対する支援・配慮</u> 6 (2) 応急復旧体制の確立																		
第9節 金融関係	東海財務局、日本 銀行名古屋支店	1 預金取扱金融機関への措置 1 保険会社への措置 <u>1 証券会社への措置</u> <u>1 電子債権記録機関への措置</u>																		
199	<p>第1節 避難対策</p> <table border="1" data-bbox="152 997 1081 1093"> <tr> <td>実施担当</td> <td>生活交流課、福祉課、河川課、<u>子育て支援課</u>、教育総務課、学校教育課、関係機関</td> </tr> </table> <p>1 市における措置</p> <p>(4) 屋外における避難生活の運営</p> <p>避難場所で運営する避難生活は、原則として屋外によるものとする。ただし、<u>高齢者、障がい者、疾病者、乳幼児等災害時要援護者の保護のため、安全性を勘案のうえ、必要に応じ屋内における避難生活を運営できるものとする。</u></p> <p>(5) 徒歩による避難の誘導</p>	実施担当	生活交流課、福祉課、河川課、 <u>子育て支援課</u> 、教育総務課、学校教育課、関係機関	<p>第1節 避難対策</p> <table border="1" data-bbox="1160 997 2089 1093"> <tr> <td>実施担当</td> <td><u>シティプロモーション課</u>、福祉総務課、河川課、<u>こども政策課</u>、<u>保育課</u>、教育総務課、学校教育課、関係機関</td> </tr> </table> <p>1 市における措置</p> <p>(4) 屋外における避難生活の運営</p> <p>避難場所で運営する避難生活は、原則として屋外によるものとする。ただし、<u>要配慮者の保護のため、安全性を勘案のうえ、必要に応じ屋内における避難生活を運営できるものとする。</u></p> <p>(5) 徒歩による避難の誘導</p>	実施担当	<u>シティプロモーション課</u> 、福祉総務課、河川課、 <u>こども政策課</u> 、 <u>保育課</u> 、教育総務課、学校教育課、関係機関														
実施担当	生活交流課、福祉課、河川課、 <u>子育て支援課</u> 、教育総務課、学校教育課、関係機関																			
実施担当	<u>シティプロモーション課</u> 、福祉総務課、河川課、 <u>こども政策課</u> 、 <u>保育課</u> 、教育総務課、学校教育課、関係機関																			

小牧市地域防災計画－地震災害対策計画－（平成26年11月修正）

頁	現 行 （平成25年11月修正）	修 正 案				
201	<p>避難は原則として徒歩とする。</p> <p>(6) <u>災害時要援護者</u>に対する支援・配慮</p> <p><u>あらかじめ自主防災組織単位に、在宅の高齢者、乳幼児、障がい者、病人、妊産婦等、避難に当たり他人の介護を要する者の人数及び介護者の有無等の把握に努めるとともに、必要な支援を行うものとする。</u></p> <p>(略)</p> <p>第4節 道路交通対策</p> <table border="1" data-bbox="159 507 1081 555"> <tr> <td>実施担当</td> <td>交通防犯課、道路課、用地課</td> </tr> </table>	実施担当	交通防犯課、道路課、用地課	<p>避難は原則として徒歩とする。</p> <p>(6) <u>要配慮者</u>に対する支援・配慮</p> <p><u>市は、避難行動要支援者の人数及び介護者の有無等の把握に努めるとともに、必要な支援を行うものとする。</u></p> <p>(略)</p> <p>第4節 道路交通対策</p> <table border="1" data-bbox="1167 507 2089 555"> <tr> <td>実施担当</td> <td>市民安全課、道路課、用地課</td> </tr> </table>	実施担当	市民安全課、道路課、用地課
実施担当	交通防犯課、道路課、用地課					
実施担当	市民安全課、道路課、用地課					
204	<p>(6) 緊急通行車両の確認</p> <p>ウ 緊急輸送車両の標章及び証明書の交付</p> <p>県又は県公安委員会は、緊急輸送車両であると認定したときは、「緊急輸送車両確認証明書」を標章とともに申請者に交付する。</p>	<p>(6) 緊急通行車両の確認</p> <p>ウ 緊急輸送車両の標章及び証明書の交付</p> <p>県又は県公安委員会は、緊急輸送車両であると認定したときは、「緊急輸送車両確認証明書」を標章とともに申請者に交付する。</p>				
207	<p>第7節 飲料水、電気、ガス、下水道、通信及び放送関係</p> <p>(3) <u>災害伝言ダイヤル</u>の提供及び災害用ブロードバンド伝言板運用</p> <p>東海地震注意情報等発令後、状況に応じて<u>災害伝言用ダイヤル及び災害用ブロードバンド伝言板等</u>を提供するとともに報道機関への連絡等を行う。なお、必要に応じてこれらの措置を東海地震注意情報等発令前からも実施する。</p>	<p>第7節 飲料水、電気、ガス、下水道、通信及び放送関係</p> <p>(3) <u>災害用伝言板（web171）</u>運用</p> <p>東海地震注意情報等発令後、状況に応じて<u>災害用伝言板（web171）</u>を提供するとともに報道機関への連絡等を行う。なお、必要に応じてこれらの措置を東海地震注意情報等発令前からも実施する。</p>				
208	<p>第8節 生活必需品の確保</p> <table border="1" data-bbox="159 1137 1081 1185"> <tr> <td>実施担当</td> <td>福祉課</td> </tr> </table>	実施担当	福祉課	<p>第8節 生活必需品の確保</p> <table border="1" data-bbox="1167 1137 2089 1185"> <tr> <td>実施担当</td> <td>福祉総務課</td> </tr> </table>	実施担当	福祉総務課
実施担当	福祉課					
実施担当	福祉総務課					
209	<p>第9節 金融対策</p> <p>1 東海財務局及び日本銀行名古屋支店における措置</p> <p>(略)</p> <p>強化地域外に支店、営業所を置く民間金融機関、保険会社、証券会社、(追加)の措置。</p>	<p>第9節 金融対策</p> <p>1 東海財務局及び日本銀行名古屋支店における措置</p> <p>(略)</p> <p>強化地域外に支店、営業所を置く民間金融機関、保険会社、証券会社、<u>電子債権記録機関</u>の措置。</p>				

小牧市地域防災計画—地震災害対策計画—（平成26年11月修正）

頁	現 行 （平成25年11月修正）	修 正 案								
	<p>第12節 百貨店等</p> <table border="1" data-bbox="159 268 1081 316"> <tr> <td>実施担当</td> <td>商工観光課</td> </tr> </table>	実施担当	商工観光課	<p>第12節 百貨店等</p> <table border="1" data-bbox="1167 268 2089 316"> <tr> <td>実施担当</td> <td>商工振興課</td> </tr> </table>	実施担当	商工振興課				
実施担当	商工観光課									
実施担当	商工振興課									
210	<p>第13節 緊急輸送</p> <table border="1" data-bbox="159 414 1081 462"> <tr> <td>実施担当</td> <td>交通防犯課、道路課</td> </tr> </table>	実施担当	交通防犯課、道路課	<p>第13節 緊急輸送</p> <table border="1" data-bbox="1167 414 2089 462"> <tr> <td>実施担当</td> <td>市民安全課、道路課</td> </tr> </table>	実施担当	市民安全課、道路課				
実施担当	交通防犯課、道路課									
実施担当	市民安全課、道路課									
215	<p>第6章 他機関に対する応援要請</p> <p>第1節 防災関係機関に対する応援要請等</p> <table border="1" data-bbox="159 606 1081 654"> <tr> <td>実施担当</td> <td>消防署、関係機関</td> </tr> </table> <p>第2節 自衛隊の地震防災派遣依頼</p> <table border="1" data-bbox="159 758 1081 805"> <tr> <td>実施担当</td> <td>交通防犯課</td> </tr> </table>	実施担当	消防署、関係機関	実施担当	交通防犯課	<p>第6章 他機関に対する応援要請</p> <p>第1節 防災関係機関に対する応援要請等</p> <table border="1" data-bbox="1167 606 2089 654"> <tr> <td>実施担当</td> <td>消防総務課、関係機関</td> </tr> </table> <p>第2節 自衛隊の地震防災派遣依頼</p> <table border="1" data-bbox="1167 758 2089 805"> <tr> <td>実施担当</td> <td>市民安全課</td> </tr> </table>	実施担当	消防総務課、関係機関	実施担当	市民安全課
実施担当	消防署、関係機関									
実施担当	交通防犯課									
実施担当	消防総務課、関係機関									
実施担当	市民安全課									
219	<p>第6編 東海・東南海地震防災対策</p> <p>第1章 総則</p> <p>第1節 推進計画の目的</p> <p>1 推進計画の目的</p> <p>この計画は、<u>東南海・南海地震</u>に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）（以下「<u>東南海地震等特別措置法</u>」という。）第6条第1項に基づき、<u>東南海・南海地震防災対策推進地域</u>（以下「<u>推進地域</u>」という。）の本市は地域防災計画において次のとおり定め地震防災対策の推進を図ることを目的とする。</p> <p>(1) <u>東南海・南海地震</u>に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項</p> <p>(2) <u>東南海・南海地震</u>に係る防災訓練に関する事項</p> <p>(追加)</p>	<p>第6編 南海トラフ地震防災対策</p> <p>第1章 総則</p> <p>第1節 推進計画の目的</p> <p>1 推進計画の目的</p> <p>この計画は、<u>南海トラフ地震</u>に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）（以下「<u>南海トラフ地震等特別措置法</u>」という。）第5条第1項に基づき、<u>南海トラフ地震防災対策推進地域</u>（以下「<u>推進地域</u>」という。）の本市は地域防災計画において次のとおり定め地震防災対策の推進を図ることを目的とする。</p> <p>(1) <u>南海トラフ地震</u>に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項</p> <p>(2) <u>南海トラフ地震</u>に係る防災訓練に関する事項</p> <p>(3) 関係指定行政機関、関係指定地方行政機関、関係地方公共団体、関係指定</p>								

小牧市地域防災計画—地震災害対策計画—（平成26年11月修正）

頁	現 行 （平成25年11月修正）	修 正 案
	<p>(3) <u>東南海・南海地震</u>に係る地震防災上必要な教育及び広報に関する事項</p>	<p><u>公共機関、関係指定地方公共機関その他の関係者との連携協力の確保に関する事項</u></p> <p>(4) <u>南海トラフ地震</u>に係る地震防災上必要な教育及び広報に関する事項</p>
220	<p>2 東南海・南海地震防災対策推進地域の指定</p> <p>本市は、<u>東南海・南海地震</u>等特別措置法第3条第1項に基づき、推進地域として平成15年12月17日に指定された。</p> <p>第2章 災害対策本部の設置等</p> <p>第1節 災害対策本部の設置</p> <p>1 災害対策本部</p> <p>市長は、<u>東南海・南海地震</u>又は当該地震と判定されうる規模の地震（以下「地震」という。）が発生したと判断したときは、災害対策基本法に基づき、直ちに小牧市災害対策本部を設置し、的確かつ円滑にこれを運営するものとする。</p> <p>なお職員の初動体制は「職員初動体制マニュアル」に定める。</p>	<p>2 南海トラフ地震防災対策推進地域の指定</p> <p>本市は、<u>南海トラフ地震</u>等特別措置法第3条第1項に基づき、推進地域として指定された。（平成26年3月28日現在）</p> <p>第2章 災害対策本部の設置等</p> <p>第1節 災害対策本部の設置</p> <p>1 災害対策本部</p> <p>市長は、<u>南海トラフ地震</u>又は当該地震と判定されうる規模の地震（以下「地震」という。）が発生したと判断したときは、災害対策基本法に基づき、直ちに小牧市災害対策本部を設置し、的確かつ円滑にこれを運営するものとする。</p> <p>なお職員の初動体制は「職員初動体制マニュアル」に定める。</p>
223	<p>第4章 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画</p> <p>1 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画</p> <p><u>東南海・南海地震</u>防災対策推進地域については、地震防災対策特別措置法（平成7年法第111号）による「地震防災5カ年計画」により整備する。</p>	<p>第4章 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画</p> <p>1 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画</p> <p><u>南海トラフ地震</u>防災対策推進地域については、地震防災対策特別措置法（平成7年法第111号）による「地震防災5カ年計画」により整備する。</p>
225	<p>第6章 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画</p> <p>1 教育・広報計画</p> <p><u>東海・東南海地震</u>に伴い発生すると予想される地震動に関する知識の教育、広報をする。</p> <p>教育広報は、第2編第9章第2節「防災のための意識啓発・広報」により定めた事項に準ずる。</p>	<p>第6章 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画</p> <p>1 教育・広報計画</p> <p><u>南海トラフ地震</u>に伴い発生すると予想される地震動に関する知識の教育、広報をする。</p> <p>教育広報は、第2編第9章第2節「防災のための意識啓発・広報」により定めた事項に準ずる。</p>

小牧市地域防災計画－地震災害対策計画－（平成26年11月修正）

頁	現 行 （平成25年11月修正）	修 正 案

